

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-補-001-01(比)改01
提出年月日	2021年9月8日

先行審査プラントの記載との比較表
(工事計画認可申請における本文及び添付書類
の作成要領について)

2021年9月

中国電力株式会社

実線・・・設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)
 波線・・・記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考												
		<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相違No.</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td> 法令改正による相違 <ul style="list-style-type: none"> ・「IV 品質保証マネジメントシステム」の追加 ・「工事の方法」の要求の追加 ・「設計及び工事計画」に名称が変更 ・「設置許可との整合性」のうち本文 (十一号) の説明が追加 </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> 他号機との共用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・複数号機を申請するプラントでは、号機間で共用する設備を片方の号機に設備仕様をまとめて記載するルールに対し、単号機の申請である島根 2 号機には当該ルールは必要ないことによる相違 ・島根 2 号機では、他号機の設備を SA 設備として共用するケースがないことによる相違 ・島根 2 号機では、DB 設備として共用する設備を、SA 時に共用しないケースはないことによる相違 </td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>対象設備の相違</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td> 書類構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う目録番号の変更 (V→VI) ・設定根拠説明書の構成の相違 (目次の有無) </td> </tr> </tbody> </table>				相違No.	相違理由	①	法令改正による相違 <ul style="list-style-type: none"> ・「IV 品質保証マネジメントシステム」の追加 ・「工事の方法」の要求の追加 ・「設計及び工事計画」に名称が変更 ・「設置許可との整合性」のうち本文 (十一号) の説明が追加 	②	他号機との共用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・複数号機を申請するプラントでは、号機間で共用する設備を片方の号機に設備仕様をまとめて記載するルールに対し、単号機の申請である島根 2 号機には当該ルールは必要ないことによる相違 ・島根 2 号機では、他号機の設備を SA 設備として共用するケースがないことによる相違 ・島根 2 号機では、DB 設備として共用する設備を、SA 時に共用しないケースはないことによる相違 	③	対象設備の相違	④	書類構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う目録番号の変更 (V→VI) ・設定根拠説明書の構成の相違 (目次の有無) 		
相違No.	相違理由																
①	法令改正による相違 <ul style="list-style-type: none"> ・「IV 品質保証マネジメントシステム」の追加 ・「工事の方法」の要求の追加 ・「設計及び工事計画」に名称が変更 ・「設置許可との整合性」のうち本文 (十一号) の説明が追加 																
②	他号機との共用の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・複数号機を申請するプラントでは、号機間で共用する設備を片方の号機に設備仕様をまとめて記載するルールに対し、単号機の申請である島根 2 号機には当該ルールは必要ないことによる相違 ・島根 2 号機では、他号機の設備を SA 設備として共用するケースがないことによる相違 ・島根 2 号機では、DB 設備として共用する設備を、SA 時に共用しないケースはないことによる相違 																
③	対象設備の相違																
④	書類構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う目録番号の変更 (V→VI) ・設定根拠説明書の構成の相違 (目次の有無) 																

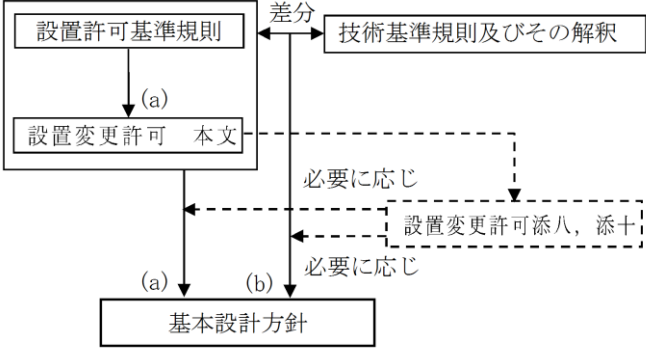
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考	
1	本文 (表紙)				<p style="text-align: center;">島根原子力発電所第 2 号機</p> <p style="text-align: center;">工事計画認可申請における本文及び添付 書類の作成要領について</p> <p style="text-align: center;">2021 年 9 月</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考	
2	本文 (目次)				<p style="text-align: center;">目次</p> <p><u>1</u> 工事計画認可申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <p><u>2</u> 工事計画認可申請における要目表の作成要領</p> <p><u>3</u> 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領</p> <p><u>4</u> 工事計画認可申請書に記載する適用基準及び適用規格について</p> <p><u>5</u> 工事計画認可申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p><u>6</u> 工事計画認可申請における添付書類の作成要領</p> <p><u>7</u> 工事計画認可申請における添付図面の作成要領</p> <p><u>8</u> 共用設備の工認書類の扱いについて</p> <p><u>9</u> 参考資料</p> <p><u>別紙 1</u> 技術基準規則の新旧比較表</p> <p><u>別紙 2</u> 設置許可基準規則と技術基準規則の比較表</p>	

先行審査プラントの記載との比較表（1 工事計画認可申請における資料作成に当たっての基本的考え方）

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

番号	項目 (頁)	東海第二発電所（2018. 10. 12 版）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機（2020. 10. 9 版）	島根原子力発電所 2 号機	備考
1	本文 (1-1)			<p>【工事計画認可申請書に記載すべき内容】</p> <p>(本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」に適合させるために必要な詳細設計の内容 ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針（設備と一体となって適合性を担保する運用を含む）を基にした詳細設計の内容 	
2	本文 (1-1)			<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それらの具体的な考え方、実現方法及びその根拠 	
3	本文 (1-1)			<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画認可申請書の書類構成のイメージ図を別紙 1 に示す。 	
4	本文 (1-1)			<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針の通り。</p>	
5	本文 (1-1)			<p>1 要目表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
6	本文 (1-1) (1-2)				<p>2 基本設計方針</p> <p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、要目表で記載した以外について、以下の考え方で作成する。</p>  <p>(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して、設置変更許可との整合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p>	
7	本文 (1-2)				<p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的に設置したものは原則記載しない。 ・基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 ・作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
8	本文 (1-2)			<p>基① (手段の明確化)</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p>	
9	本文 (1-3)			<p>基② (運用の担保先の明確化)</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	
10	本文 (1-3)			<p>基③ (評価に対する対応)</p> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。 ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
11	本文 (1-3)			<p>基④ (該当しない条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第 10 条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 ・条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点 を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	
12	本文 (1-4)			<p>基⑤ (指針等の引用)</p> <p>技術基準規則の解釈等に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報 (施行日等) を記載する。 ・監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先の表示に加え、当該文書名とそのコード番号 (必要時) を記載する。(例: J E A C 4 2 0 1 - 2007 の「-2007」は記載しない。) ・解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題 (必要に応じ、上位の表題でも可能) で記載する。 	
13	本文 (1-4) (1-5)			<ul style="list-style-type: none"> ・条件付の民間規格や設置変更許可の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する (例 1)。また、設置変更許可申請書の添付を呼込む場合は、対応する本文のタイトルを呼込む (例 2)。なお、文書名を呼込む場合においても「技術評価書」の呼込みは行わない (例 3)。 	
14	本文 (1-6)			<p>3 <u>工事の方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>工事の手順及び使用前事業者検査の方法は、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に定めたプロセス等に基づき記載する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の相違 <p>【東海第二】 法令改正による相違 (以下①の相違)</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
15	別紙 1 (1-別 1-1)				<ul style="list-style-type: none"> ・要求事項の相違 【東海第二】 ①の相違

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

番号	項目 (頁)	東海第二発電所（2018. 10. 12 版）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機（2020. 10. 9 版）	島根原子力発電所 2 号機	備考
1	本文 (2-1)			<p>1. 目的</p> <p>新規制基準対応設備のうち「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」（以下「<u>実用炉規則</u>」という。）の「<u>別表第二</u>」（以下「<u>別表第二</u>」という。）において設備別記載事項（以下「<u>要目表</u>」という。）を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として要目表の作成要領を策定する。</p> <p>なお、記載例については、別紙 1 に示す。</p>	
2	本文 (2-1)			<p>2. 具体的な要目表の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 要目表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、別表第二の記載順に記載する。</p> <p>b. 要目表記載対象設備は「申請範囲」により対象設備を明確化する。</p> <p>c. 要目表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備（系統）区分*1の機能を有する設備であっても要目表は 1 件とする。</p> <p>*1：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。（以下、各章においても同様。）</p>	<p>・記載の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号機では 2.2 (1) c. (e) で記載</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考										
3	本文 (2-1)				<p>2.2 要目表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用</p> <p>(a) 共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <p>(1, 2号機共用の例)</p> <table border="1" data-bbox="1792 583 2427 730"> <thead> <tr> <th>登録号機</th> <th>要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号機</td> <td>名称のあとに「(●, ▲号機共用)」を記載する。</td> <td>△△ポンプ (1, 2号機共用)</td> </tr> <tr> <td>他号機</td> <td>名称のあとに「(●号機設備, ●, ▲号機共用)」を記載する。</td> <td>△△ポンプ (1号機設備, 1, 2号機共用)</td> </tr> </tbody> </table>	登録号機	要目表の記載方法	記載例	2号機	名称のあとに「(●, ▲号機共用)」を記載する。	△△ポンプ (1, 2号機共用)	他号機	名称のあとに「(●号機設備, ●, ▲号機共用)」を記載する。	△△ポンプ (1号機設備, 1, 2号機共用)	
登録号機	要目表の記載方法	記載例													
2号機	名称のあとに「(●, ▲号機共用)」を記載する。	△△ポンプ (1, 2号機共用)													
他号機	名称のあとに「(●号機設備, ●, ▲号機共用)」を記載する。	△△ポンプ (1号機設備, 1, 2号機共用)													
4	—				—	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 7】</p> <p>他号機との共用の相違 (以下②の相違)</p>									

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考				
5	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違				
6	本文 (2-1)			(b) 共用に関する記載ルールについて 他号機設備であって 2 号機共用設備のうち、新たな規制対象となった設備については、他号機の要目表の登録がないことから、登録号機側での仕様が明確となるよう 2 号機側に設備仕様を併記する。					
7	本文 (2-1) (2-2)			(c) <u>1, 2 号機共用設備を、今回の手続きにて、2 号機のみ共用の取りやめを行い、1 号機設備とする場合は、要目表にてその旨が分かるように記載し、設備名称を列記する。</u> <table border="1" data-bbox="1786 934 2439 1054"> <thead> <tr> <th>所属号機</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 号機</td> <td>既存の 1 号機設備、1, 2 号機共用であり、本工事計画で 1 号機設備とする。 ○○設備 ○○設備</td> </tr> </tbody> </table>	所属号機	記載例	1 号機	既存の 1 号機設備、1, 2 号機共用であり、本工事計画で 1 号機設備とする。 ○○設備 ○○設備	・設備の相違 【東海第二, 柏崎 7】 共用とりやめを行うルールを明確化 (伊方 3 号機, 女川 2 号と同じルール)
所属号機	記載例								
1 号機	既存の 1 号機設備、1, 2 号機共用であり、本工事計画で 1 号機設備とする。 ○○設備 ○○設備								
8				—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違				
9	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違				
10	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違				

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
11	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違
12	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違
13	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違
14	本文 (2-2)			<p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備（系統）区分で兼用する設備の記載方針</p> <p>①従前の規制より複数の設備（系統）区分の設計基準対象施設として使用しているもの（残留熱除去ポンプ等）は、従前の規制手続きと同様に主たる機能に着目し、設計基準対象施設として「主たる設備（系統）区分」のみに記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
15	本文 (2-2)			<p>②新たな規制への対応のために複数の設備(系統)区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備(系統)区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の設計基準対象施設として新たに兼用するものは設計基準対象施設として「兼用先」に記載する。 ・既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの(ほう酸水注入ポンプ等)は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 	
16	本文 (2-2)			<ul style="list-style-type: none"> ・新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備として兼用するもの(低圧原子炉代替注水ポンプ等)は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【東海第二, 柏崎 7】 対象設備の相違 (以下③の相違)</p>
17	本文 (2-2)			<p>(b) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備(系統)区分の機能を持つ設備を他の設備(系統)区分の設備として兼用するものは、「主となる設備(系統)区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し, 注記を付記する。</p>	
18	本文 (2-2)			<p>②「兼用先」への記載は, 文章にて「主となる設備(系統)区分」, 「兼用すること」及び「設備(系統)名称」を記載する。</p>	
19	本文 (2-3)			<p>③「新たに登録する場合」の表記として, 「本工事計画で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。</p>	
20	本文 (2-3)			<p>④設備(系統)区分によって記載すべき仕様(揚程等)が異なるものについては, その異なる仕様を一つの要目表にまとめて記載する。この場合, 複数の仕様が併記されるため, 該当する仕様に注記を付記し, 対応する設備(系統)区分が明確になるように記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
21	本文 (2-3)			(c) 「主となる設備(系統)区分」と「兼用先」の要目表の関連付け ①「主となる設備(系統)区分」には、「兼用先」の「設備(系統)区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備(系統)区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。	
22	本文 (2-3)			記載は、「主となる設備(系統)区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備(系統)区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備(系統)区分」のみを記載する。	
23	本文 (2-3)			②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。	
24	本文 (2-3)			③「兼用する設備(系統)区分」については、別紙2の「要目表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。	
25	本文 (2-3)			(d) 「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器、管等)が兼用先がない場合 ①「兼用先」では異なる機器区分となるが、要目表として記載できる場合は、別紙2「要目表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、要目表に記載する。	
26	本文 (2-4)			②「兼用先」で要目表として記載できる機器区分がない場合、要目表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。	
27	本文 (2-4)			(e) 情報提供系、サポート系(補機冷却系、換気空調系及び電源系)に関しては、施設区分の兼用はしない。	・設備の相違 【東海第二】 ③の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
28	本文 (2-4)			<p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため工事計画の手続きが必要となる設備（以下①～⑦に示す設備）の要目表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合は「変更後」欄に 1 か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。</p>	
29	本文 (2-4)			① 重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備	
30	本文 (2-4)			② 従前の規制では工事計画の手続き対象外であった既設設備を重大事故等対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様	
31	本文 (2-4)			③ 設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備又は仕様	
32	本文 (2-4)			④ 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に機器クラス区分が変更となることで要求事項（継手仕様等）が追加された設備	
33	本文 (2-4)			⑤ 兼用設備として新たに登録する設備又は仕様	
34	本文 (2-4)			⑥ 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件（温度、圧力等）が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様	
35	本文 (2-5)			⑦ 改造工事を行う設備（既工事計画書の本文記載事項の変更を伴うもの）	
36	本文 (2-5)			<p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
37	本文 (2-5)			(c) 従前の規制範囲と整合させるために非主配管化する範囲については、「変更前」に既工事計画書の値を記載し、「変更後」を「-」とした上で、注記を付記し「記載の適正化を行う」旨を記載する。	
38	本文 (2-5)			(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。	
39	本文 (2-5)			(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) ○○ (手続き対象外)	
40	本文 (2-5)			(f) 今回の手続きに関与しない設備については、要目表の記載の適正化は行わない。	
41	本文 (2-5)			(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の工事計画書等を出典として記載する場合において、既工事計画書本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既工事計画認可申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。 既工事計画書の参考資料については、出典として使用しないこととする。	
42	本文 (2-6)			(h) 既工事計画書本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既工事計画書」の記載を注記に記載する。	
43	本文 (2-6)			(i) 既工事計画書に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既工事計画書に記載がないことを示す。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
44	本文 (2-6)			(j) 既工事計画書に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。	
45	本文 (2-6)			(k) 工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造に当たって別表第一対象外のポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。 ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。	
46	本文 (2-6)			(l) 別表第一に該当する取替対象設備については、「変更後」に取替えを実施する旨を注記に記載する。	
47	本文 (2-6)			d. 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する 場合の記載について <u>計測制御系統施設の原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号に記載される検出器のように、異なる用途に対し同一の検出器を使用する場合は兼用とはならないが、使用する全ての用途が明確となるよう、注記を付記し、互いの関連付けを行う。</u>	
48	本文 (2-7)			e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について (a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件（温度、圧力）が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を「変更後」に記載する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段を重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。	・設備の相違 【柏崎7】 ポンプの「容量」、「揚程」についてDBの使用条件を超えて使用する設備はない。

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
49	本文 (2-7)			(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」(ポンプ等については「容量」,「揚程」,「吐出圧力」,「再結合効率」も含む)の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。	・記載の相違 【東海第二】 ポンプ等の S A における使用時の値を記載する項目を明確化
50	本文 (2-7)			また、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に、機器クラス区分が変更になることで、記載が追加された管継手についても重大事故等対処設備としてのみ使用する設備として、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。	
51	本文 (2-7)			f. 設計確認値 (a) ポンプ, 熱交換器, 容器等の容量, 熱交換器等の伝熱面積及び J I S 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。 また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載する。ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量, 主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。	
52	本文 (2-7)			(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。	
53	本文 (2-7) (2-8)			g. 材料記号の記載 (a) J I S 規格に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S 規格に基づく材料記号を記載する。) ①設備の施設以降に、J I S 規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回の申請において施設時の J I S 材料記号を記載する。	
54	本文 (2-8)			②既設設備の一部に最新の J I S 規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S 材料記号と最新の J I S 材料記号をそれぞれ記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
55	本文 (2-8)			(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載 ①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。	
56	本文 (2-8)			h. 個数 (a) 可搬型設備のうち技術基準規則上、予備を必要とする設備については、括弧外に必要数を記載し、括弧内に予備数を併記する。 なお、可搬型の主配管については、後述の「(2) 個別設備の記載, b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。	
57	本文 (2-8)			i. 取付箇所 (a) 常設設備 (可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。) の取付箇所については「系統名 (ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。 ①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、要目表へ「系統名 (ライン名)」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の要目表に記載する場合には、その機器毎に「系統名 (ライン名)」を記載する。なお、系統に接続されない機器 (クレーン等) は「-」とする。	・記載の相違 【柏崎 7】 島根 2号機は、系統名 (ライン名) を記載する。
58	本文 (2-8)			②「位置的分散」の確認のため、要目表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建物の名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。	
59	本文 (2-8)			③VI-1-1-9「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の溢水評価対象の溢水防護対象設備及び溢水評価対象の重大事故等対処設備並びに溢水防護区画との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水評価対象以外の設備は「-」とする。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
60	本文 (2-9)			④「 <u>溢水防護上の配慮が必要な機器等</u> 」について、その機器が設置される <u>溢水防護区画</u> のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して要目表へ「 <u>溢水防護上の配慮が必要な高さ</u> 」として記載する。新規要求事項であるため「 <u>変更後</u> 」の欄に記載する。なお、 <u>溢水評価対象以外の設備</u> は「-」とする。	
61	本文 (2-9)			(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。 ①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。	
62	本文 (2-9)			②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し、「取付箇所」に記載する高さには「約」を記載する。	・記載の相違 【東海第2】 島根2号機は、屋外の可搬型設備の「保管場所」に加え「取付箇所」についても高さに「約」を記載する。
63	本文 (2-9)			③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「 <u>溢水防護上の配慮が必要な高さ</u> 」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。	
64	本文 (2-9)			④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせて使用する場合は、その内訳を注記で記載する。	
65	本文 (2-9)			j. S I 単位換算 (a) 既工事計画書に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を「 <u>変更前</u> 」に記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
66	本文 (2-9) (2-10)			k. 使用前検査未完了の工事 (a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。	
67	本文 (2-10)			(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「工事計画」の「変更認可申請」又は「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは、要目表の「変更前」部分に「既に認可を受けた」工事計画の「変更前」の部分を記載するものとする。その場合において注記は記載しない。	
68	本文 (2-10)			l. 防護上の配慮が必要な設備 (a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備、共振の影響を受ける耐震Bクラス設備、溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備、竜巻、火山又は外部火災等における防護対象であって別表第二の要目表対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備として要目表に記載する。	
69	本文 (2-10)			m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称 (a) 残留熱除去ポンプや逃がし安全弁等、機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は、「A」、「B」、「C」等の個体識別を記載せず、設備名称のみ記載する。	
70	本文 (2-10)			(b) 弁については弁番号で記載することとし、個体識別を付記した設備名称を記載する。なお、機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。	
71	本文 (2-10)			n. 竜巻、内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については、要目表の取付箇所（保管場所）欄に分散して保管する旨を記載する。（ <u>大量送水車等</u> ）	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
72	本文 (2-11)			(2) 個別設備の記載 a. 個別事項 (機器) (a) 工学的安全施設等の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合には、「変更前」を「-」とし、「変更後」に設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び原子炉非常停止信号の検出器と兼用であることを注記する。	
73	本文 (2-11)			(b) 非常用電源設備以外のポンプ車等に付属するポンプ駆動用の燃料タンク (車付タンク) については、補機駆動用燃料設備に記載する。また、ディーゼル機関を駆動源とする消火ポンプの燃料タンクも同様とする。	
74	本文 (2-11)			(c) 「別表第二」記載事項のうち計測制御系統施設及び放射線管理施設に記載されている「警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。」については、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、警報動作を適用しない設備については、「-」とする。なお、既工事計画書の記載の適正化を行う場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。	
75	本文 (2-11)			(d) <u>静的触媒式水素再結合装置の再結合効率の値として、評価式により算出した値を記載するが、この記載値は代表点での値となるため、その旨を注記で記載する。</u>	・設備及び記載の相違 【東海第二】 島根 2 号機の再結合効率は、代表点の値を記載するため
76	本文 (2-11)			(e) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」、「中央制御室待避室遮蔽」、「二次遮蔽」、 <u>補助遮蔽</u> 、又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。	・設備の相違 【東海第二】 居住性評価に「補助遮蔽」を用いて評価するため追加した。

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
77	本文 (2-11) (2-12)			<p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 要目表名称 主配管については用途, 使用範囲等の明確化のため, 以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみ境界 ②重大事故等対処設備のみ境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類 S クラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界 ⑧共用設備の号機間の境界 ⑨設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の境界</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 配管名称を細分化する境界の追加</p>
78	本文 (2-12)			<p>(b) 管継手</p> <p>① 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 機器クラス区分が変更になることで, 記載が追加された管継手は「変更前」を「一」とし, 「変更後」に管継手の仕様を記載し, 注記で「既設」である旨を記載する。</p> <p>また, 上記のうち「T継手」については, 重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち, T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても, 当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は, 当該T継手の分岐部は「一」とする。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
79	本文 (2-12)				
80	本文 (2-12)			<p>②既設の設計基準対象施設のクラス2配管の管継手に関しては、既工事計画書に記載されていないもので新規制においても主配管に該当する場合は、記載の適正化として「変更前」に管継手を追記し、その旨を注記で記載する。</p>	
81	—			—	<p>・記載の相違 【東海第二】 島根2号機は、エルボと管を分けて記載するルールとしている。</p>
82	本文 (2-13)			<p>(c) 可搬型主配管 ①可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p>	
83	本文 (2-13)			<p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。</p>	
84	本文 (2-13)			<p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「—」を記載し、その旨を注記する。 注記 *1: メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
85	本文 (2-13)			<p>・非常用発電装置の常設ホースの記載は、以下とする。 注記 *1: メーカー仕様によるものとし、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に基づき、規定の圧力まで昇圧した後、適切な時間保持したとき、これに耐え、また規定の圧力で点検を行ったとき、漏えいがないものを使用する。</p>	
86	本文 (2-13)			<p>④可搬型主配管の「個数」, 「取付箇所」欄の記載について 可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を、別紙 4 に示す。なお、詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	
87	—			—	<p>・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p>
88	—			—	

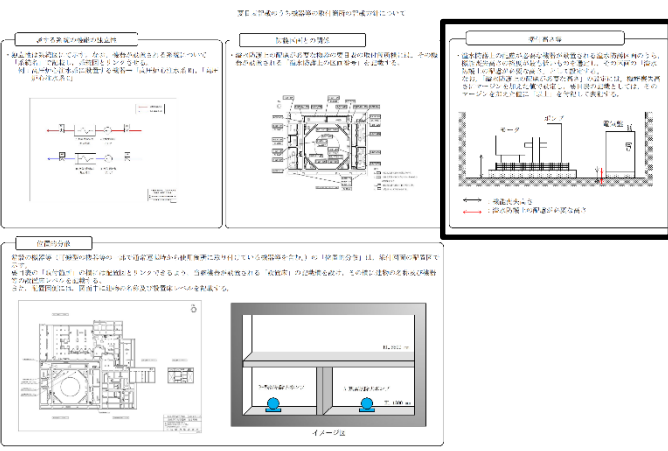
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																																																												
89	別紙 1 (2-別 1-3)			<p>4. ほうげん水注入設備に係る次の事項</p> <p>4.1 ほうげん水注入表</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに駆動機の種類、出力、個数及び取付箇所（必要及び可能限の項に記載すること。）</p> <table border="1" data-bbox="1795 388 2418 651"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>種</td> <td>ほうげん水注入ポンプ</td> <td>ほうげん水注入ポンプ①の例</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>圧液機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容</td> <td>量**</td> <td>m³/h/個</td> <td>以上 (9.72**)</td> </tr> <tr> <td>吐</td> <td>出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>以上 (11.0** MPa) ← ②の例</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>送込側 0.90** / 送戻側 11.9** **</td> </tr> <tr> <td>最</td> <td>高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>送</td> <td>込 内 径**</td> <td>mm</td> <td>78.1**</td> </tr> <tr> <td>送</td> <td>戻 内 径**</td> <td>mm</td> <td>38.1**</td> </tr> <tr> <td>ケー</td> <td>シング 厚 さ**</td> <td>mm</td> <td>17.6** ← ①の例</td> </tr> <tr> <td>寸</td> <td>法</td> <td>mm</td> <td>1215** ← ②の例</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>質</td> <td>鋼</td> <td>900**</td> </tr> <tr> <td>高</td> <td>さ**</td> <td>mm</td> <td>830**</td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>質</td> <td>リキッドシリコン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材</td> <td>質</td> <td>リキッドシリコンカバー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：①の例、②の例、③の例</p>	名称		変更前	変更後	名	種	ほうげん水注入ポンプ	ほうげん水注入ポンプ①の例	種	類	圧液機		容	量**	m ³ /h/個	以上 (9.72**)	吐	出 圧 力	MPa	以上 (11.0** MPa) ← ②の例	最	高 使 用 圧 力	MPa	送込側 0.90** / 送戻側 11.9** **	最	高 使 用 温 度	℃	60	送	込 内 径**	mm	78.1**	送	戻 内 径**	mm	38.1**	ケー	シング 厚 さ**	mm	17.6** ← ①の例	寸	法	mm	1215** ← ②の例	材	質	鋼	900**	高	さ**	mm	830**	材	質	リキッドシリコン		材	質	リキッドシリコンカバー		<p>例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する</p>
名称		変更前	変更後																																																														
名	種	ほうげん水注入ポンプ	ほうげん水注入ポンプ①の例																																																														
種	類	圧液機																																																															
容	量**	m ³ /h/個	以上 (9.72**)																																																														
吐	出 圧 力	MPa	以上 (11.0** MPa) ← ②の例																																																														
最	高 使 用 圧 力	MPa	送込側 0.90** / 送戻側 11.9** **																																																														
最	高 使 用 温 度	℃	60																																																														
送	込 内 径**	mm	78.1**																																																														
送	戻 内 径**	mm	38.1**																																																														
ケー	シング 厚 さ**	mm	17.6** ← ①の例																																																														
寸	法	mm	1215** ← ②の例																																																														
材	質	鋼	900**																																																														
高	さ**	mm	830**																																																														
材	質	リキッドシリコン																																																															
材	質	リキッドシリコンカバー																																																															

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
90	別紙 1 (2-別 1-4)			 <p>①の例</p> <p>②の例</p> <p>③の例</p>	
91	別紙 2 (2-別 2-1)				例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する
92	別紙 2 (2-別 2-2)				

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
93	別紙 3 (2-別 3-1)			1. 要旨 別表第二の記載要求事項のうち、機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をまとめた。	
94	別紙 3 (2-別 3-1)			2. 発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド記載内容について 「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」(以下「手続きガイド」という)の機器等の仕様に関する記載要求範囲として記載される「取付箇所」への記載要求は以下のとおりとす。	
95	別紙 3 (2-別 3-1)			3. 記載方針 上記、手続きガイドに基づき、要目表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。	
96	別紙 3 (2-別 3-1)			4. 要目表の「取付箇所」に対する記載方針について 4.1 「属する系統の機能の独立性」について 常設機器等の「属する系統の機能の独立性」については、添付図面の系統図で示す。そのため、要目表の「取付箇所」の欄には、当該機器が接続する「系統名(ライン名)」の欄を設け、その欄に取り付ける系統名(「○○○ライン」等と表記する。)を記載する。 また、系統図側には、施設名及び設備系統名が識別できるよう「施設区分名」及び「設備(系統)区分名」を図面名称欄に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。なお、○○ポンプ A, B や○○弁 A, B, C などの機器の「個数」が複数個あるものについては、その機器毎に「系統名」を記載する。また、系統に接続していないもの(例:クレーン等)については「—」で示す。	・記載の相違 【柏崎 7】 島根 2号機は、系統名(ライン名)を記載する

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
97	別紙 3 (2-別 3-1) (2-別 3-2)				<p>4.2 「位置的分散」について 常設機器等の「位置的分散」については、添付図面の配置図で示す。 そのため、要目表の「取付箇所」の欄には、当該機器を設置する「設置床」の欄を設け、その欄に「建物の名称」及び当該機器の「設置床レベル」を記載する。 また、配置図側には、機器配置が識別できるよう「建物の名称」及び「設置床レベル」を図面に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。 なお、「設置床レベル」の表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。</p>	
98	別紙 3 (2-別 3-2)				<p>4.3 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について (1) 「防護区画との関係」について 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」と「防護区画との関係」が分かるように要目表の「取付箇所」の欄には、当該機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。 なお、VI-1-1-9「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に溢水評価対象の設備と溢水防護区画の番号を示した溢水評価対象の溢水防護対象設備及び溢水評価対象の重大事故等対処設備並びに溢水防護区画の図面を添付することでそれらの関係性を示す。 また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については第 1 図、第 2 図及び第 3 図に示す。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二，柏崎 7】 書類構成の相違 (以下④の相違)</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
99	別紙 3 (2-別 3-5)			<p>(2) 「<u>据付高さ等</u>」について <u>「溢水防護上の配慮が必要な機器等」の「据付高さ等」</u>については、当該機器が設置される<u>溢水防護区画</u>のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、<u>裕度を設定して要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。</u> <u>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さに裕度を加えた値で設定し、要目表の記載としては、その裕度を加えた値に「以上」を付記して表記する。</u></p> <p>また、<u>溢水評価対象以外の設備</u>については「-」を記載する。 なお、<u>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」</u>については、<u>新規</u>要求事項として要目表の「変更後」欄に記載する。</p>	<p>・機能喪失高さの設定方法の差異 【柏崎 7】 島根 2 号機は、東海第二と同様に、「機能喪失高さ」の設定の際に裕度は見込まず、「配慮が必要な高さ」を設定する際に裕度を見込んでいる。 柏崎 7 号機及び女川 2 号機では、「機能喪失高さ」の設定の際に裕度を見込み「機能喪失高さ」と「配慮が必要な高さ」を同じ値に設定している。 上記において、「配慮が必要な高さ」の設定方法に差異はない。</p>
100	別紙 3 (2-別 3-5)			<p><u>ただし、計測制御系統施設の計測装置や放射線管理施設の放射線管理用計測装置の記載要目表のように、「変更前」、「変更後」の両方共に別表第二の記載事項を記載する必要がある場合は、「変更後」の欄に「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の欄を記載する。</u></p>	<p>・記載の相違 【東海第二】 「変更前」、「変更後」の両方に別表第二の記載事項を記載する必要がある場合の記載ルールの明確化</p>
101	別紙 3 (2-別 3-5)			<p>(3) 「<u>火災防護対象機器</u>」についての扱い <u>火災防護対象機器の設置位置と「火災区域」又は「火災区画」との関係性について、以下の整理とする。</u> a. 「<u>火災区域</u>」及び「<u>火災区画</u>」の識別として、火災防護設備の要目表に「<u>火災区域</u>」及び「<u>火災区画</u>」の「名称」と「番号」を記載し、また添付図面においても、図中にそれら区域及び区画の「番号」を記載することで火災防護上の「区域」及び「区画」を識別する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
102	別紙 3 (2-別 3-5)			<p>b. 火災防護対象機器について、VI-1-1-8「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」に「機器リスト」を添付し、そのリスト中に火災防護対象機器の「機器名称」と、その機器が設置される「火災区域番号」又は「火災区画番号」を記載することで、「火災防護対象機器」と「火災区域」及び「火災区画」との関係性が分かる記載とする。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二，柏崎 7】 ④の相違</p>
103	別紙 3 (2-別 3-6)				<p>・機能喪失高さの設定方法の差異 【柏崎 7】 島根 2号機は、東海第二と同様に、「機能喪失高さ」の設定の際に裕度は見込まず、「配慮が必要な高さ」を設定する際に裕度を見込んでいる。 柏崎 7号機及び女川 2号機では、「機能喪失高さ」の設定の際に裕度を見込み「機能喪失高さ」と「配慮が必要な高さ」を同じ値に設定している。 上記において、「配慮が必要な高さ」の設定方法に差異はない。</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
107	別紙 4 (2-別 4-1)			<p>なお、「個数」には、単位を記載しないが、管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する場合は以下の表記とする。</p> <p>①可搬型ホースについては「本」</p> <p>②可搬型鋼管については「台」</p>	
108	別紙 4 (2-別 4-2)			<p>2.2 可搬型主配管は、使用方法により適用する技術基準規則が異なり、それにより必要数及び予備数も変わることから、個々の基本的な記載パターンを以下に定める。</p>	
109	別紙 4 (2-別 4-2)			<p><u>2.2.1</u> 基準要求が $2n + \alpha$ のもの</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数には、$2n$ の本数 (台数) を括弧外に記載する。 ・予備数には、α の本数 (台数) に括弧を付して記載する。 	
110	別紙 4 (2-別 4-2)			<p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値 ($2n$) を括弧外に記載する。 ・予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値 (α) に括弧を付して記載する。 	
111	別紙 4 (2-別 4-2)			<p><u>2.2.2</u> 基準要求が $n + \alpha$ のもの</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数には、n の本数 (台数) を括弧外に記載する。 ・予備数には、α の本数 (台数) に括弧を付して記載する。 	
112	別紙 4 (2-別 4-2)			<p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値 (n) を括弧外に記載する。 ・予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値 (α) に括弧を付して記載する。 	
113	別紙 4 (2-別 4-3)			<p>3. 「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法</p> <p>3.1 「個数」への注記方法</p> <p>以下に示す「<u>3.1.1</u>」～「<u>3.1.4</u>」の場合には、個数に注記を記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
114	別紙 4 (2-別 4-3)			<p>3.1.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせで使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <p>・複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせで使用する場合、長さごとに必要となる数がわかるように注記を記載する。</p>	
115	別紙 4 (2-別 4-3)			<p>3.1.2 設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせで使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <p>・設備(系統)区分によって、組み合わせる本数(台数)が異なるものは、各設備(系統)区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。</p>	
116	別紙 4 (2-別 4-4)			<p>3.1.3 機器に専属するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <p>・機器の専属ホースであることがわかるように、専属する機器名が判別可能なよう注記で記載する。</p>	
117	別紙 4 (2-別 4-4)			<p>3.1.4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合</p> <p>① 記載方法</p> <p>・2セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは、1セット分の必要本数及び予備数と必要なセット数を注記で記載する。</p>	
118	別紙 4 (2-別 4-5)			<p>3.2 「取付箇所」への注記方法</p> <p>以下に示す「3.2.1」の場合には、取付箇所に注記を記載する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違</p>
119	別紙 4 (2-別 4-5)			<p>3.2.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせで使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <p>・最長敷設ルートにおけるホース長さごとの必要本数を記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
120	別紙 4 (2-別 4-5)			4. 各可搬型主配管の個数の内訳 可搬型主配管のうち、複数の使用方法等により内訳の説明を要する可搬型主配管は、設定根拠に関する説明書又は設定根拠に関する説明書の補足説明資料に示す。	

先行審査プラントの記載との比較表（3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領）

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
1	本文 (3-1)			1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。	
2	本文 (3-1)			2. 基本設計方針の資料構成 (1) 基本設計方針の資料構成は、「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」に記載される「基本設計方針、適用基準及び適用規格」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。	
3	本文 (3-1)			(2) 基本設計方針の記載は、別表第二の施設登場順に「施設(系統)」ごとに作成する。	
4	本文 (3-1)			(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設(系統)」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。 a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設(系統)に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。 b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第 1 章、「個別項目」を第 2 章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。	
5	本文 (3-1)			【共通項目の基本構成について】 c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙 1 に示す。	
6	本文 (3-1)			d. 共通項目は「原子炉冷却系統施設」（以下「原冷」という）のみに記載し、その他の施設の共通項目に関する基本設計方針は原冷の記載を適宜呼び込む。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
7	本文 (3-1)			e. 原冷の共通項目のうち、「火災」及び「溢水等」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備、浸水防護施設の基本設計方針を呼び込む。	
8	本文 (3-2)			【個別項目の基本構成について】 f. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙 1 に示す。	
9	本文 (3-2)			g. 各施設の「個別項目」の章立てについては、「 <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u> 」別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと別表第二との比較表を別紙 2 に示す。	
10	本文 (3-2)			h. 「個別項目」の別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。	
11	本文 (3-2)			i. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。	
12	本文 (3-2)			(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。 (別紙 3 参照) a. 文頭に、設置許可基準規則及び技術基準規則並びにこれらの解釈で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。	
13	本文 (3-2)			b. 「一部技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
14	本文 (3-2)			c. 「技術基準規則の要求事項に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかでも一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。	
15	本文 (3-2)			d. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。	
16	本文 (3-2)			e. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」等の規格基準の要求等で、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。	
17	本文 (3-3)			(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方 基本的にはDB、SAはまとめて記載する。(設計基準対象施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。) また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。 その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。	
18	本文 (3-4)			3. 基本設計方針の具体的な記載方法について (1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。	
19	本文 (3-4)			a. 具体的な記載方法 (a) 基本設計方針の記載は、原則、設置変更許可本文をベースに記載する。 また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。	
20	本文 (3-4)			基本設計方針の記載内容は、「設置変更許可」での約束事項を「工事計画認可」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、設置変更許可本文をベースに記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
21	本文 (3-4)			さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と設置変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、設置変更許可添付八の記載を引用して基本設計方針に記載する。	
22	本文 (3-4)			また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。	
23	本文 (3-4)			(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより設置変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。	
24	本文 (3-4)			(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。	
25	本文 (3-4)			b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項 基本設計方針のみに記載する設備（要目表対象外）のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき（必要な）性能・機能又は仕様を整理（選定）し、基本設計方針に記載する。	
26	本文 (3-4)			また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。	
27	本文 (3-5)			c. 兼用する設備の記載 兼用する設備については、兼用先が明確になるよう記載する。 (a) ある設備を複数の施設で使用する場合には、兼用設備として記載する。ただし、他の施設で登録した設備を、間接的に使用する情報提供系、サポート系（補機冷却系、換気空調系及び電源系）に関しては、施設区分の兼用はしない。	

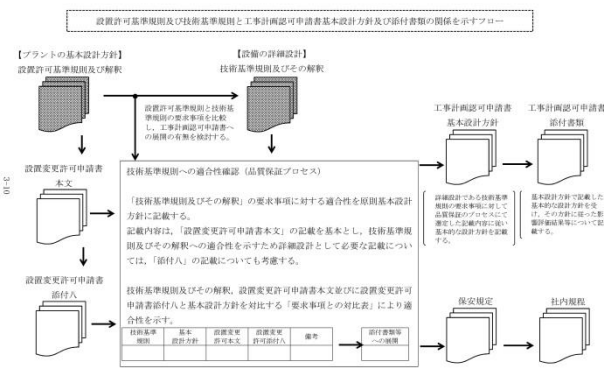
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
28	本文 (3-5)			(b) 兼用する設備のうち、主登録施設（以下「主施設」という。）では要目表対象設備であるが、兼用先の施設（以下「従施設」という。）では要目表対象外となる設備 従施設の基本設計方針に、兼用設備リストとして整理する。	
29	本文 (3-5)			(c) 兼用する設備のうち、兼用先すべてで要目表対象外であり、基本設計方針にのみ記載する設備 兼用先の施設名を基本設計方針の本文中（原則として、兼用設備名称の後に括弧書き）に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設の兼用先の記載を以下のとおり記載する。 ・主施設（従施設の設備と兼用） ・従施設（主施設の設備を従施設の設備として兼用）	
30	本文 (3-5)			また、2以上の施設で兼用する場合は、主施設には兼用するすべての従施設（複数施設）を記載し、従施設には兼用する主施設のみを記載する。 <u>なお、同一施設の設備区分で兼用する場合においても、同様に記載する。</u>	・設備の相違 【東海第二】 <u>同一施設の設備区分で兼用する場合の記載ルール</u> <u>の明確化</u>
31	本文 (3-5)			d. 可搬型設備の記載 基本設計方針のみに記載する設備（要目表対象外）は、基本設計方針の中で常設又は可搬型を明確にする必要があるため、可搬型設備については、名称の前に「可搬型である」と明示する。 ただし、以下のように可搬型であることが明らかな設備を除く。	
32	本文 (3-5)			(a) 名称に「可搬型」、「携帯型」、「 <u>移動式</u> 」等が含まれているもの。	
33	本文 (3-6)			(b) 文中に「配備」、「保管」、「(使用時等に) 設置」を用いているもの。（なお、常設設備については、「設置」を用いる。）	
34	本文 (3-6)			(c) 常設と可搬型が混在する設備については、個別検討し記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
35	本文 (3-6)			e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載 「第1章 共通項目」には、原則として基本的設計のみを記載し、個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし、基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設(系統)区分が個別項目にない場合は、共通項目に、個別設計の設備がわかるように記載する。	
36	本文 (3-6)			f. その他 (a) <u>共用及び相互接続に関する設計は、章立てを行い記載する。</u>	・記載の相違 【東海第二】 共用及び相互接続に関する記載ルールの明確化
37	本文 (3-6)			(b) 項目の付番は下記のとおりとする。 【付番の例】 2. 自然現象 2.1 <u>地震による損傷の防止</u> 2.2.1 <u>耐震設計</u> (1) <u>耐震設計の基本方針</u> a. … b. … (a) … (b) … イ. … ロ. … (イ) … (ロ) …	
38	本文 (3-7)			4. 具体的記載を行うに当たっての注意事項 1 基本設計方針の冒頭に「概要」、「基本事項」、「基本的考え方」の見出しは記載しない。	
39	本文 (3-7)			2 同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	
40	本文 (3-7)			3 文章の語尾については、統一的に「～設計とする。」とはせず、文脈の流れの中で、適切な語尾とする。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
41	本文 (3-7)			4 「～の設備を設置している。」「～することになっている。」等、現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。「現状ありき」の表現としない	
42	本文 (3-7)			5 要目表に記載しない設備は、基本設計方針に記載する。 ただし、設備数が多い場合は、全部を記載すると文章が読みづらくなるため、代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	
43	本文 (3-7)			6 基本設計方針は、箇条書きではなく、できるだけ文章で繋げて記載する。	
44	本文 (3-7)			7 用語は、設置許可基準規則(解釈含む)及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により設置許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし、用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより、規制対象範囲が変わる場合があるため、置き換え等の際には、対象範囲の確認を行うこと。	
45	本文 (3-7)			8 設置変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは、基本設計方針に最上位文書である保安規定で定めることを明記する。 例えば、「〇〇しないよう、△△することを保安規定に定める。」と記載する。	
46	本文 (3-7)			9 添付八のみに記載されている「運用」については、「本当に記載が必要か。」を判断したうえで、以下のとおり対応する。 ・ 基本的には基本設計方針に記載しないが、品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可基準規則ではなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは、基本設計方針に記載する。	
47	本文 (3-7)			10 「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	
48	本文 (3-7)			11 基本設計方針に記載する適合性の内容は、「主語」、「述語」をはっきりさせ、規制対象が何であることを明確にする。	

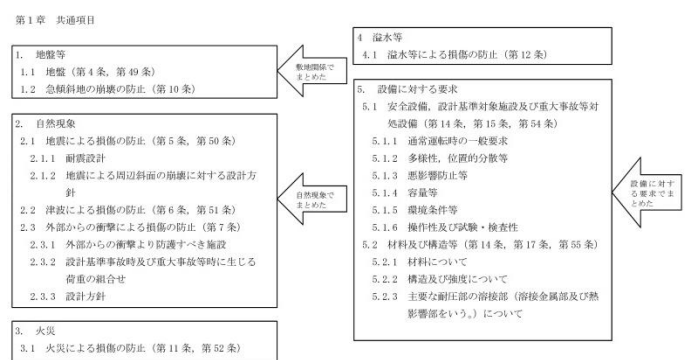
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
49	本文 (3-7)			12 仕様が要目表で明確な場合は、基本設計方針には記載しない。	
50	本文 (3-8)			13 設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。 ①評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。	
51	本文 (3-8)			②今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。	
52	本文 (3-8)			14 設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。 なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。	
53	本文 (3-8)			15 個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様(「名称」、「個数」等)を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。	
54	本文 (3-8)			16 基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針(変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分)を明確にする。	
55	本文 (3-8)			17 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。	
56	本文 (3-9)			18 設置変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、工事計画認可申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	


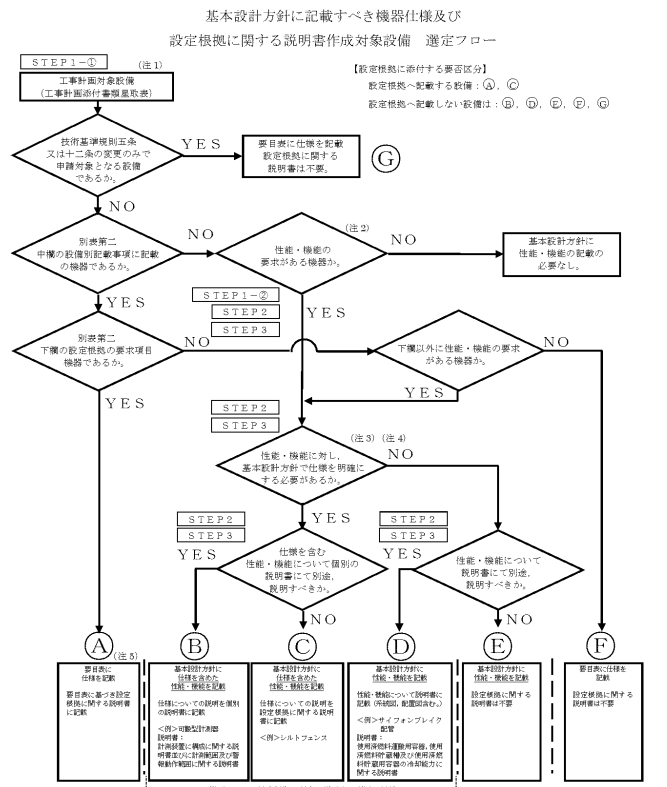
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
57	本文 (3-9)			<p>19 技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A 文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <p>(1) 設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。</p>	
58	本文 (3-9)			<p>(2) 監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。（例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。）</p>	
59	本文 (3-9)			<p>(3) 解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可能）で記載する。</p>	
60	本文 (3-9)			<p>20 J E A C 等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</p>	
61	本文 (3-9)			<p>21 表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>	
62	本文 (3-9)			<p>5. 「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について 基本設計方針の作成にあたり「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。 なお、基本設計方針の作成に当たっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
63	本文 (3-10)					
64	本文 (3-11)				<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（要目表記載設備）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類，機器クラス，設備分類を記載した「表 1 主要設備リスト」を添付する。また，兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（要目表記載対象外設備）については，「表 2 兼用設備リスト」に示す。</p>	
65	本文 (3-11)				<p>(1) 主要設備リストの資料構成</p> <p>主要設備リストのフォーマットは，基本設計方針と同様に変更前後の形式とし，記載順については要目表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については，別表第二の設備別記載事項の設備名及び機器名を記載し，「名称」は要目表の名称と整合性を図る。</p>	
66	本文 (3-11)				<p>(2) 兼用設備リストの資料構成</p> <p>兼用設備リストには，主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考	
67	本文 (3-11)				<p>(3) 設計基準対象施設の記載内容</p> <p>当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器クラス」を記載する。</p> <p>耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。なお、耐震重要度 S の設備のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については要求事項が異なるため、S*として通常の耐震重要度 S の設備と区別する。</p> <p>また、耐震重要度 B、C の設備のうち、設置許可基準規則の解釈（別記 2）や審査ガイドの要求によって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度 B の設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	
68	本文 (3-12)				<p>(特殊な耐震重要度 B、C の施設)</p> <p>B-1 Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動 S_d に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの</p>	
69	本文 (3-12)				<p>B-2 Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</p>	
70	本文 (3-12)				<p>B-3 Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの</p>	
71	本文 (3-12)				<p>C-1 Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</p>	
72	本文 (3-12)				<p>C-2 Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
73	本文 (3-12)			C-3 Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	
74	本文 (3-12)			<p>機器クラス区分のうち、クラス1～4機器、原子炉格納容器及び炉心支持構造物については技術基準規則の規定による。発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するものについては「火力技術基準」とする。</p> <p>容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物のうちクラスを持たない機器については、「<u>クラス外</u>」とする。容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「-」と記載する。また、当該設備(系統)区分において、設計基準対象施設として使用しないものについても「-」と記載する。</p> <p>火災防護設備及び浸水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象施設として分類する。</p> <p>これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。</p>	
75	本文 (3-12) (3-13)			<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容</p> <p>当該設備(系統)区分において、重大事故等対処設備として使用する各設備については、変更後の「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」を記載する。「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」については設置変更許可添付八との整合性を図る。なお、重大事故防止設備のうち可搬型のものを「可搬/防止」、重大事故緩和設備のうち可搬型のものを「可搬/緩和」とし、それ以外の可搬型重大事故等対処設備を「可搬/その他」とする。</p> <p>「重大事故等機器クラス」において、容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「<u>二</u>」と記載する。また、当該設備(系統)区分において、重大事故等対処設備として使用しないものについても「<u>二</u>」と記載する。</p>	
76	本文 (3-13)			(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考									
77	別紙 1 (3-別 1-1)				<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">基本設計方針目次</p>  <p>第 1 章 共通項目</p> <p>1. 地震等 1.1 地震 (第 4 条, 第 49 条) 1.2 急傾斜地の崩壊の防止 (第 10 条)</p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 (第 5 条, 第 50 条) 2.1.1 耐震設計 2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 2.2 津波による損傷の防止 (第 6 条, 第 51 条) 2.3 外部からの衝撃による損傷の防止 (第 7 条) 2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重の組合せ 2.3.3 設計方針</p> <p>3. 火災 3.1 火災による損傷の防止 (第 11 条, 第 52 条)</p> <p>4. 漏水等 4.1 漏水等による損傷の防止 (第 12 条)</p> <p>5. 設備に対する要求 5.1 安全設備, 設計基準対象施設及び重大事故等対策設備 (第 14 条, 第 15 条, 第 54 条) 5.1.1 通常運転時の一般要求 5.1.2 多様性, 位置的分散等 5.1.3 悪影響防止等 5.1.4 容量等 5.1.5 環境条件等 5.1.6 操作性及び試験・検査性 5.2 材料及び構造等 (第 14 条, 第 17 条, 第 55 条) 5.2.1 材料について 5.2.2 構造及び強度について 5.2.3 主要な耐圧部の溶接部 (溶接金属部及び熱影響部をいう。) について</p>	例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する								
78	別紙 2 (3-別 2-1)				<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>原子炉本体の基本設計方針 第 2 章 個別項目 目次</p> <table border="1" data-bbox="1810 882 2374 1512"> <thead> <tr> <th>基本設計方針 第 2 章 個別項目</th> <th>実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 炉心等</td> <td>1. 炉型式, 定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状等 (2) 燃料集合体最高燃焼度 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 燃料体 4. チャンネルボックス 5. 反射材 6. 炉心支持構造物 (1) 炉心シュラウド及びビシュラウドサポート (2) 上部格子板 (3) 炉心支持板 (4) 燃料支持金具 (5) 制御棒案内管</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力容器 2.1 原子炉圧力容器本体 2.2 監視試験片</td> <td>7. 原子炉圧力容器 (1) 原子炉圧力容器 (2) 原子炉圧力容器支持構造物 (3) 原子炉圧力容器付属構造物 (4) 原子炉圧力容器内部構造物</td> </tr> <tr> <td>3. 流体振動等による損傷の防止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針 第 2 章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	1. 炉心等	1. 炉型式, 定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状等 (2) 燃料集合体最高燃焼度 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 燃料体 4. チャンネルボックス 5. 反射材 6. 炉心支持構造物 (1) 炉心シュラウド及びビシュラウドサポート (2) 上部格子板 (3) 炉心支持板 (4) 燃料支持金具 (5) 制御棒案内管	2. 原子炉圧力容器 2.1 原子炉圧力容器本体 2.2 監視試験片	7. 原子炉圧力容器 (1) 原子炉圧力容器 (2) 原子炉圧力容器支持構造物 (3) 原子炉圧力容器付属構造物 (4) 原子炉圧力容器内部構造物	3. 流体振動等による損傷の防止		例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する
基本設計方針 第 2 章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)													
1. 炉心等	1. 炉型式, 定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状等 (2) 燃料集合体最高燃焼度 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 燃料体 4. チャンネルボックス 5. 反射材 6. 炉心支持構造物 (1) 炉心シュラウド及びビシュラウドサポート (2) 上部格子板 (3) 炉心支持板 (4) 燃料支持金具 (5) 制御棒案内管													
2. 原子炉圧力容器 2.1 原子炉圧力容器本体 2.2 監視試験片	7. 原子炉圧力容器 (1) 原子炉圧力容器 (2) 原子炉圧力容器支持構造物 (3) 原子炉圧力容器付属構造物 (4) 原子炉圧力容器内部構造物													
3. 流体振動等による損傷の防止														

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
79	別紙 3 (3-別 3-1)			<p style="text-align: right;">別紙 3</p> 	例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する
80	別紙 4 (3-別 4-1)			<p style="text-align: right;">別紙 4</p>  <p>基本設計方針に記載すべき機器仕様及び 設定機能に関する説明書作成対象設備 選定フロー</p> <p>【設定機能に添付する要否区分】 設定機能～記載する設備：①、② 設定機能～記載しない設備：③、④、⑤、⑥、⑦</p> <p>※機器リストも設定機能に関する説明書の原簿に記載</p> <p>(注1) 設置変更許可本文(注等、平明)、添付1、添付2。またの資料又は技術標準規格の要求より抽出した投機又はその性能機能 (注2) 「性能・機能」とは、技術標準規格等に適合できるものの性能機能と、定型的に搭載できるものとする。 (注3) 「仕様」とは、容量、時間、効率、効率等、に於ける定量的な数値とする。 (注4) 「基本設計方針で仕様を明確にする」とは以下の通りである。 ・技術標準規格で規定が定められているもの。 ・技術標準規格で規定が定められていないもののうち、要目表で要求機能が明確に規定されているもの。 ・設置変更許可本文に仕様を記載しているもの。(例)シフトファンの場合) (注5) 別表第二欄の投機に関する要目表に記載されているもの。性能・機能以外の要目表により申請対象となり、従前から要求されている性能・機能に異なるものについては、設定機能に関する説明書は不要とする。</p>	例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																																																																																																																																																																															
81	別紙 5 (3-別 5-1)			<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p style="text-align: center;">表1 原子力発電所施設設計の主要設備リスト (蒸気タービンを除く) (1/55) 主要設備リスト記載例 (1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統及び機器</th> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="4">重要度</th> <th colspan="4">重要度</th> </tr> <tr> <th>設計基準重要度分類**</th> <th>機材クラス</th> <th>設備</th> <th>有人監視クラス</th> <th>設計基準重要度分類**</th> <th>機材クラス</th> <th>設備</th> <th>有人監視クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ポンプ</td> <td>原子力発電所内ポンプ</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内ポンプの防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配管</td> <td>原子力発電所内配管</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内配管の防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内配管の防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弁</td> <td>原子力発電所内弁</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内弁の防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>原子力発電所内機器</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所内機器の防振装置</td> <td>S</td> <td>F11.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	系統及び機器	名 称	重要度				重要度				設計基準重要度分類**	機材クラス	設備	有人監視クラス	設計基準重要度分類**	機材クラス	設備	有人監視クラス	ポンプ	原子力発電所内ポンプ	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	配管	原子力発電所内配管	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内配管の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内配管の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	弁	原子力発電所内弁	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内弁の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	その他	原子力発電所内機器	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	原子力発電所内機器の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—	例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する
系統及び機器	名 称	重要度					重要度																																																																																																																																																																													
		設計基準重要度分類**	機材クラス	設備	有人監視クラス	設計基準重要度分類**	機材クラス	設備	有人監視クラス																																																																																																																																																																											
ポンプ	原子力発電所内ポンプ	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内ポンプの防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
配管	原子力発電所内配管	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内配管の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内配管の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
弁	原子力発電所内弁	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内弁の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
その他	原子力発電所内機器	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
	原子力発電所内機器の防振装置	S	F11.1	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																											
82	別紙 6 (3-別 6-1)			<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">付表1 略語の定義 (1/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>略語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>耐震重要度分類におけるSクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く)</td> </tr> <tr> <td>S*</td> <td>Sクラス施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能 (津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう) を保持するものとする。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>耐震重要度分類におけるBクラス (B-1、B-2及びB-3を除く)</td> </tr> <tr> <td>B-1</td> <td>Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>耐震重要度分類におけるCクラス (C-1、C-2及びC-3を除く)</td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの</td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	略語	定義	S	耐震重要度分類におけるSクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く)	S*	Sクラス施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能 (津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう) を保持するものとする。	B	耐震重要度分類におけるBクラス (B-1、B-2及びB-3を除く)	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	C	耐震重要度分類におけるCクラス (C-1、C-2及びC-3を除く)	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	—	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの	例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する																																																																																																																																																							
略語	定義																																																																																																																																																																																			
S	耐震重要度分類におけるSクラス (津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く)																																																																																																																																																																																			
S*	Sクラス施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能 (津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう) を保持するものとする。																																																																																																																																																																																			
B	耐震重要度分類におけるBクラス (B-1、B-2及びB-3を除く)																																																																																																																																																																																			
B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの																																																																																																																																																																																			
B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの																																																																																																																																																																																			
B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの																																																																																																																																																																																			
C	耐震重要度分類におけるCクラス (C-1、C-2及びC-3を除く)																																																																																																																																																																																			
C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの																																																																																																																																																																																			
C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの																																																																																																																																																																																			
C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの																																																																																																																																																																																			
—	当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの																																																																																																																																																																																			

先行審査プラントの記載との比較表（4 工事計画認可申請に記載する適用基準及び適用規格について）

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

番号	項目 (頁)	東海第二発電所（2018. 10. 12 版）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機（2020. 10. 9 版）	島根原子力発電所 2 号機	備考
1	本文 (4-1)			<p>1. ガイド規程</p> <p>「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド」によれば、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については、「各設備の設計製作に適用する基準及び規格については、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p>	
2	本文 (4-1)			<p>2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方</p> <p>1 炉規制関係法令【炉規法，規則，省令他】</p> <p>記載しない</p> <p>炉規制関係法令は、適合すべき技術基準規則の上位法令であり、設計製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。</p>	
3	本文 (4-1)			<p>2 関係他法令【建築基準法，消防法他】</p> <p>記載する</p> <p>技術基準規則への適合のために、各設備の設計製作に当たって、具体的な評価方法を規定した法令であり、適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</p>	
4	本文 (4-1)			<p>3 設置許可基準規則（解釈含む）</p> <p>記載しない</p> <p>設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため、適用が自明であることから記載しない。</p>	
5	本文 (4-1)			<p>4 炉規制法及び電事法の各技術基準【原子炉，火力設備，電気設備】</p> <p>記載しない</p> <p>現行の各技術基準は、適合することが条件であって、適用が自明であることから、記載しない。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
6	本文 (4-2)			<p>5 各技術基準の解釈【原子炉, 火力設備, 電気設備】 記載する 各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は, 各技術基準の解釈に限定されるものではないため, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する (年度を含む)。 なお, 解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二】 適用規格基準に関して年度を記載するルールの明確化</p>
7	本文 (4-2)			<p>6 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等 記載する 適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。</p>	
8	本文 (4-2)			<p>7 審査基準【火災防護に係る審査基準】 記載する 該当する「火災防護に係る審査基準」は, 技術基準規則解釈に記載されており, 適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。</p>	
9	本文 (4-2)			<p>8 ガイド【竜巻, 津波, 外部火災他】 記載する (枠外) 適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく, 参考として枠外に記載する。</p>	
10	本文 (4-2)			<p>9 J I S 規格, A S M E 等 記載する 適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S 規格等については, 年度及び該当 No. を含めて記載する。 なお, 記載にあたり, 既設設備にあつては, 告示第 501 号及び J S M E において適用 J I S (年度含む) が明記され, 既に適正に適用されていることから, J S M E 材に該当しない J I S 材を使用している部分等について記載する。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二】 適用規格基準に関して年度を記載するルールの明確化</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
11	本文 (4-3)			10 学協会規格【J S M E, J E A G, J E A C】 記載する 適合性判断のための評価基準を明確化するため、各設備 の設計製作に適用する学協会規格を記載する。 なお、記載にあたり、各学協会規格に引用される基準・ 規格については、当該学協会規格に包絡されるため記載 しない。	
12	本文 (4-4)			3. 記載様式 (1) 変更前 工事計画書への適用基準及び適用規格の記載要求につ いては、平成17年の電気事業法施行規則の改正で別表第 三に規定された。 この記載要求が規定される以前の工事計画書について は、適用基準及び適用規格の記載がないことから、工事 計画書記載事項だけからでは変更前の適用基準及び適 用規格を確認できない。 従って、変更前については、下記について記載する。	
13	本文 (4-4)			① 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準 及び適用規格	
14	本文 (4-4)			② 建設時より工認審査の前提とされていた「発電用原 子力設備に関する構造等の技術基準（通商産業省告示第 501号）」	
15	本文 (4-4)			③ 技術基準対象条文の解釈を含めて記載のある適用 基準及び適用規格のうち、省令62号及びその解釈・解説 に引用されている適用基準及び適用規格を基本に、実際 に適用していた基準及び規格	
16	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
17	本文 (4-4)			(2) 変更後 上記(変更前)に記載のとおり、平成17年の電気事業法施行規則改正以降、工事計画書へ適用基準及び適用規格を記載していることから、変更後については、平成17年の施行規則改正以降の工事計画書を含めて、適用基準及び適用規格を記載する。 具体的には下記について記載する。	
18	本文 (4-4)			① 技術基準対象条文の解釈を含めて、記載のある適用基準及び適用規格のうち、現状設備に適用しているもの(平成17年以前から適用しており、現在も適用しているものを含む)	・記載の相違 【東海第二】 適用期間の明確化
19	本文 (4-4)			② 今回の変更に伴って適用する基準及び規格	
20	本文 (4-4)			③ 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格のうち、現在も適用しているもの	
21	—			—	・設備の相違 【柏崎7】 ②の相違
22	本文 (4-5)			4. 記載方法(記載整理) 工事計画への適用基準及び適用規格の記載方法については、基本設計方針検討にて作成した各施設と技術基準規則の各条文との対比一覧表に基づき、「共通条文」該当の適用基準及び適用規格については、基本設計方針のまとめ方と同様に「原子炉冷却系統施設」に記載することを基本とし、火災に関するものは「火災防護設備」、浸水に関するものは「浸水防護施設」に記載する。残りの「個別条文」については該当の施設区分毎に記載し、同一の基準及び規格が共通条文と個別条文両方に該当する場合は、双方に重複して記載する。ただし、「共通条文」の適用基準及び適用規格のうち、複数の施設に適用されない場合は、適用する施設の「個別条文」として整理する。さらに、「共通条文」で「原子炉冷却系統施設」「火災防護設備」「浸水防護施設」に該当しない場合も、適用する施設に「個別条文」として整理する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
23	本文 (4-5)			<p>なお、工事計画の添付書類(各種説明書)における適用基準及び適用規格については、当該添付書類中に記載がある内容に係る適用基準及び適用規格のうち、「2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方」に基づくものを記載する。ただし、当該添付書類中に具体的な記載がなく、関係する添付書類を引用しているだけの場合は、関係する添付書類中の記載内容に係る適用基準・適用規格は記載しない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	本文 (4-6)			<p>各施設と技術基準範囲の各本文との対比一覧表(様式記載例)(1/2)</p> <table border="1" data-bbox="1855 735 2418 1806"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">東海第二</th> <th rowspan="2">柏崎刈羽</th> <th colspan="14">島根第二</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本文</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>放射線遮蔽物の気密施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>廃炉施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>廃止措置施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	東海第二	柏崎刈羽	島根第二														1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	本文																								原子炉本体																								核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設																								原子炉冷却系施設																								計測制御系施設																								放射線遮蔽物の気密施設																								放射線管理施設																								原子炉格納施設																								その他																								廃炉施設																								放射性廃棄物処理施設																								廃止措置施設																								緊急時対策																								その他																								<p>例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する</p>
項目	東海第二	柏崎刈羽	島根第二																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
本文																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
原子炉本体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
原子炉冷却系施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
計測制御系施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線遮蔽物の気密施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射線管理施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
原子炉格納施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
廃炉施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射性廃棄物処理施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
廃止措置施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
緊急時対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

番号	項目 (頁)	東海第二発電所（2018. 10. 12 版）	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機（2020. 9. 25 版）	島根原子力発電所 2 号機	備考
1	本文 (5-1)			1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る工事計画認可申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。	
2	本文 (5-1)			2. 添付書類の添付を行うに当たっての考え方について (1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。	
3	本文 (5-1)			a. 法令上の整理 実用炉規則別表第二において、工事計画に添付書類を添付すべきものとして「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」と規定されている。 工事計画に係る手続き上の「工事の内容」とは、大別すると実用炉規則別表第二の中欄における「基本設計方針」の変更と「設備ごとに機器等の単位で定められている仕様に関する記載要求事項（要目表）」の変更と考える。 ここで、「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係のあるもの」を以下に整理する。	
4	本文 (5-1)			<pre> graph TD A[認可の申請又は届出に係る 工事の内容に関わるもの] --> B[基本設計方針の変更] A --> C[設備ごとに機器等の単位 で定められている仕様 に関する記載要求事項の変 更（要目表）] B --> D[技術基準規則の追加 又は変更に係るもの] B --> E[設計方針の変更に係 るもの] </pre> <p>（詳細は、設計及び工事の計画に係る手続ガイドに記載の工事の種類による。）</p>	
5	本文 (5-2)			b. 今回の申請における添付書類の添付方針について 今回の「認可の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
6	本文 (5-2)			「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」 =「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合 するために必要な設備について関連する添付書類を添 付する。	
7	本文 (5-2)			「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」 の具体例を以下に示す。 ・ <u>重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの</u> (第 49 条～第 78 条が該当) ・ <u>設計基準対象施設の要求事項が追加となったもの</u> (例：溢水防護設備，火災防護設備等) ・ <u>設計基準対象施設の要求事項が変更となったもの</u>	
8	本文 (5-2)			重大事故等対処施設は，新規登録であるため関連する全 ての書類が必要となるが，そのうち，既設の設計基準対 象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使 用する条件等が変わらず，既工事計画書の添付書類等を 読み込みできるものは，添付書類中にその旨を記載し， 設計基準対象施設とのリンクを明確にした書類を添付 する。 設計基準対象施設について，基本設計方針の変更により 適合性を確認する必要があるもので，既工事計画書に登 録があるものは，添付図面は添付せず，既工事計画書の 登録情報（認可年月日，図面番号等）を目次に記載する。	
9	本文 (5-2)			<u>共用設備における添付書類の扱いについては，「8. 共用 設備の工認書類の扱いについて」に記載する。</u>	・設備の相違 【東海第二】 共用設備における添付書類 の扱いについて明確化
10	本文 (5-3)			「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」=「基本 設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している 設備については，添付書類は添付しない。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
11	本文 (5-3)			<p>技術基準規則の要求事項に変更がないもの=基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に該当しないため、既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。</p> <p>例外として、技術基準規則の変更はないが設置許可基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p>	
12	本文 (5-3)			<p>個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項については妥当性を確認する必要があるため関連する添付書類を添付する。</p>	
13	本文 (5-4)			<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について</p> <p>技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。紐付き表への整理概要を以下に示す。</p>	
14	本文 (5-4)			<pre> graph TD A[紐付き表への整理概要] --> B[技術基準規則からの要求事項] A --> C[実用炉規則別表第二からの要求] B --> D[基本設計方針の変更] C --> E[要目表記載事項の変更] D --> F[基本設計方針記載事項の詳細説明に必要な添付書類] E --> G[要目表記載事項の詳細説明に必要な添付書類] F --> H[技術基準規則の各条文の要求事項に対する添付書類を整理] G --> H H --> I[各条文の要求事項の適合性に必要な添付書類を紐付き表へ整理] </pre>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
15	本文 (5-4) (5-5)			<p>添付書類は大別すると基本設計方針記載事項の変更に伴うものと要目表記載事項の変更に伴うものに分けられる。これらを技術基準規則の各条文の要求事項に対して整理し、条文への適合性に必要な添付書類を整理する。</p> <p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p>	
16	本文 (5-5)			<p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文（解釈、ガイド含む）で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p>	
17	本文 (5-5)			<p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち技術基準規則第 59 条～77 条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。</p> <p>施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p>	
18	本文 (5-5)			<p>【技術基準規則 59～77 条への適合性判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則 59～77 条は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。 ・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震・安全弁等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																																																																																																								
19	別紙 1 (5-別 1-5)			<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について (1/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">添付書類名称</th> <th colspan="2">今回の添付の有無</th> <th rowspan="2">添付書類の添付の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">施設共通</td> <td>送電関係一覧図</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域区域内において行う掘削工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>工場又は事業所の概要を明示した地図図</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>発電所敷地境界線が変更となるため添付する。</td> </tr> <tr> <td>主要設備の配置の状況を示した平面図及び断面図</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>扉締結図(締結機(許容応変機器を除く。))については電線の種類、太さ及び経路の種類も併せて記載すること。)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>新技術の内容を十分に説明した書類</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>技術基準規則及びその解釈に基づかない設備を施設しないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の熱計算図</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>熱出力計算書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉の設置の許可との適合性に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>人が常時勤務し、又は頻りに出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>ディレータ送付機送系の設置に伴い線量区分に変更があるため添付する。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>外部からの衝撃による損傷の防止、津波による損傷の防止に関する技術基準規則変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水排水及び当該排水に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域及びその地下に施設する一般排水(雨水等)、廃棄物処理系統の放出ラインの配置及び監視、放射性物質を安全に処理する設備に係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>取水口及び取水口に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計基準対象施設として取水機能及び重大事故等の収束に必要な水の供給設備として取水を利用することからその取水機能を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>設備引込線事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、振動、再結合効率、加熱距離、伝熱面積、機能又は吐出圧力、原動機出力、外径、停止時間、漏えい率、制限速度、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吐出圧力、慣性モーメント、回転速度、慣性モーメント、設定瞬間圧力及び設計温度の設定値に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>機器等に要求される仕様設定値について説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び組合せ部を明示した図面</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>津波監視設備の構造図及び取付箇所、可搬型気象観測設備の構造図及び取付箇所を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>クラス1機器(技術基準規則第二条第二十三号中に規定するクラス1機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス1機器においては、支持構造物を含めて記載すること。)</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>原子炉冷却材圧力バランサの拡大部分の応力腐食割れ対策に関する適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>安全設備(技術基準規則第二条第二十九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>原子炉冷却材圧力バランサの拡大部分等及び重大事故等対処設備が使用される環境条件等、発電所への立ち入りの防止についての適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の漏水防護に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>漏水等による損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損傷に伴う機軸物による損傷防護に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備のタービンサイズの配管破断防護設計についての適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>安全避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>非常用照明の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方	DB	SA	施設共通	送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	急傾斜地崩壊危険区域区域内において行う掘削工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書	×	×	急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。	工場又は事業所の概要を明示した地図図	○	×	発電所敷地境界線が変更となるため添付する。	主要設備の配置の状況を示した平面図及び断面図	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。	扉締結図(締結機(許容応変機器を除く。))については電線の種類、太さ及び経路の種類も併せて記載すること。)	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。	新技術の内容を十分に説明した書類	×	×	技術基準規則及びその解釈に基づかない設備を施設しないため添付しない。	発電用原子炉施設の熱計算図	×	×	原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。	熱出力計算書	×	×	原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。	発電用原子炉の設置の許可との適合性に関する説明書	○	○	設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。	人が常時勤務し、又は頻りに出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	○	×	ディレータ送付機送系の設置に伴い線量区分に変更があるため添付する。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	○	○	外部からの衝撃による損傷の防止、津波による損傷の防止に関する技術基準規則変更箇所への適合性を説明するため添付する。	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水排水及び当該排水に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	×	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域及びその地下に施設する一般排水(雨水等)、廃棄物処理系統の放出ラインの配置及び監視、放射性物質を安全に処理する設備に係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。	取水口及び取水口に関する説明書	○	○	設計基準対象施設として取水機能及び重大事故等の収束に必要な水の供給設備として取水を利用することからその取水機能を説明するため添付する。	設備引込線事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、振動、再結合効率、加熱距離、伝熱面積、機能又は吐出圧力、原動機出力、外径、停止時間、漏えい率、制限速度、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吐出圧力、慣性モーメント、回転速度、慣性モーメント、設定瞬間圧力及び設計温度の設定値に関する説明書	○	○	機器等に要求される仕様設定値について説明するため添付する。	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び組合せ部を明示した図面	○	○	津波監視設備の構造図及び取付箇所、可搬型気象観測設備の構造図及び取付箇所を説明するため添付する。	クラス1機器(技術基準規則第二条第二十三号中に規定するクラス1機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス1機器においては、支持構造物を含めて記載すること。)	○	×	原子炉冷却材圧力バランサの拡大部分の応力腐食割れ対策に関する適合性を説明するため添付する。	安全設備(技術基準規則第二条第二十九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	○	原子炉冷却材圧力バランサの拡大部分等及び重大事故等対処設備が使用される環境条件等、発電所への立ち入りの防止についての適合性を説明するため添付する。	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	○	○	火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	発電用原子炉施設の漏水防護に関する説明書	○	○	漏水等による損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損傷に伴う機軸物による損傷防護に関する説明書	○	○	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備のタービンサイズの配管破断防護設計についての適合性を説明するため添付する。	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	○	○	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	○	○	安全避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	○	○	非常用照明の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	<p>例として代表ページを記載 (表サンプル) 以降の比較は省略する</p>
施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方																																																																																																									
		DB	SA																																																																																																										
施設共通	送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																																																									
	急傾斜地崩壊危険区域区域内において行う掘削工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書	×	×	急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。																																																																																																									
	工場又は事業所の概要を明示した地図図	○	×	発電所敷地境界線が変更となるため添付する。																																																																																																									
	主要設備の配置の状況を示した平面図及び断面図	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。																																																																																																									
	扉締結図(締結機(許容応変機器を除く。))については電線の種類、太さ及び経路の種類も併せて記載すること。)	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。																																																																																																									
	新技術の内容を十分に説明した書類	×	×	技術基準規則及びその解釈に基づかない設備を施設しないため添付しない。																																																																																																									
	発電用原子炉施設の熱計算図	×	×	原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。																																																																																																									
	熱出力計算書	×	×	原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。																																																																																																									
	発電用原子炉の設置の許可との適合性に関する説明書	○	○	設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。																																																																																																									
	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。																																																																																																									
	人が常時勤務し、又は頻りに出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	○	×	ディレータ送付機送系の設置に伴い線量区分に変更があるため添付する。																																																																																																									
	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	○	○	外部からの衝撃による損傷の防止、津波による損傷の防止に関する技術基準規則変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																																																									
	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水排水及び当該排水に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	×	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域及びその地下に施設する一般排水(雨水等)、廃棄物処理系統の放出ラインの配置及び監視、放射性物質を安全に処理する設備に係る技術基準規則及びその解釈に適合しないため添付しない。																																																																																																									
	取水口及び取水口に関する説明書	○	○	設計基準対象施設として取水機能及び重大事故等の収束に必要な水の供給設備として取水を利用することからその取水機能を説明するため添付する。																																																																																																									
	設備引込線事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、振動、再結合効率、加熱距離、伝熱面積、機能又は吐出圧力、原動機出力、外径、停止時間、漏えい率、制限速度、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吐出圧力、慣性モーメント、回転速度、慣性モーメント、設定瞬間圧力及び設計温度の設定値に関する説明書	○	○	機器等に要求される仕様設定値について説明するため添付する。																																																																																																									
環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び組合せ部を明示した図面	○	○	津波監視設備の構造図及び取付箇所、可搬型気象観測設備の構造図及び取付箇所を説明するため添付する。																																																																																																										
クラス1機器(技術基準規則第二条第二十三号中に規定するクラス1機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス1機器においては、支持構造物を含めて記載すること。)	○	×	原子炉冷却材圧力バランサの拡大部分の応力腐食割れ対策に関する適合性を説明するため添付する。																																																																																																										
安全設備(技術基準規則第二条第二十九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	○	原子炉冷却材圧力バランサの拡大部分等及び重大事故等対処設備が使用される環境条件等、発電所への立ち入りの防止についての適合性を説明するため添付する。																																																																																																										
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	○	○	火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																																																										
発電用原子炉施設の漏水防護に関する説明書	○	○	漏水等による損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																																																										
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損傷に伴う機軸物による損傷防護に関する説明書	○	○	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備のタービンサイズの配管破断防護設計についての適合性を説明するため添付する。																																																																																																										
通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	○	○	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																																																										
安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	○	○	安全避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																																																										
非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	○	○	非常用照明の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																																																										

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

番号	項目 (頁)	東海第二発電所（2018. 10. 12 版）	柏崎刈羽原子力発電所7号機（2020. 10. 9 版）	島根原子力発電所 2号機	備考
1	本文 (6-1)			<p>工事計画認可申請にあたり、<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>では、別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付することを要求している。</p> <p>この添付書類は、工事計画認可申請した施設（以下「当該施設」という。）の<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び解釈</u>（以下「<u>技術基準規則及び解釈</u>」という。）への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。</p> <p>なお、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p>	
2	本文 (6-1)			<p>1. <u>基本的な構成</u>^{※1} 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <p>1. <u>概要</u> 2. <u>基本方針</u>（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. <u>評価</u>（該当する場合） 4. <u>施設の詳細設計方針</u> 別添（必要に応じ添付する。）</p> <p>※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p>	<p>・資料構成の相違 【柏崎7】 島根2号機は、計算機プログラムの概要を添付資料「VI-5」シリーズで作成</p>
3	本文 (6-1)			<p>2. <u>具体的な記載内容及び記載に当たっての留意事項</u> 「1. <u>基本的な構成</u>」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載に<u>当たっての留意事項</u>を以下に示す。</p>	
4	本文 (6-1)			<p>全般的な留意事項 (1) <u>基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。</u></p>	
5	本文 (6-1)			<p>(2) 「<u>技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの</u>」に対して関連する内容を記載する^{※3}。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
6	本文 (6-1)			(3) 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。	
7	本文 (6-1)			※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	
8	本文 (6-2)			1. 概要 (1) 説明書類の目的や位置付け※4を記載する。	
9	本文 (6-2)			※4：a. 条文に対応することを示す宣言だけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言	
10	本文 (6-2)			b. 既工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言	
11	本文 (6-2)			2. 基本方針 (1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。	
12	本文 (6-3)			(2) 当該施設の設置に当たって評価が必要な場合に、設置変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。	
13	本文 (6-3)			(3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。	
14	本文 (6-3)			(4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。	
15	本文 (6-3)			(5) 設置変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない設置許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。	
16	本文 (6-3)			(6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。	
17	本文 (6-3)			3. 評価 (1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。	
18	本文 (6-3)			(2) 評価や解析を行うに当たっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
19	本文 (6-3)			<p><留意事項></p> <p>a. 設置許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。</p>	
20	本文 (6-3)			<p>b. 評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるよう、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。</p>	
21	本文 (6-3)			<p>c. ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。</p>	
22	本文 (6-3)			<p>4. 施設の詳細設計方針</p> <p>(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。</p>	
23	本文 (6-3)			<p>(2) 原則として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。</p>	
24	本文 (6-3)			<p>(3) 融合が困難な場合は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。</p>	
25	本文 (6-4)			<p>(4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに設置許可基準規則を受けて設置変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び要目表の記載事項が適合していることを記載する。</p>	
26	本文 (6-4)			<p><留意事項></p> <p>a. 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。</p>	
27	本文 (6-4)			<p>別添</p> <p>(1) 設置変更許可時に作成した「まとめ資料」については、工事計画認可申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、工事計画書本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
28	本文 (6-4)			(2) 別添を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり(最小単位)に対して一つまでとし、別添番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする ^{※5} 。また、複数の別添が該当する場合は、別添の構成を見直し、上記の原則に従う。	
29	本文 (6-4)			—	・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 島根 2号機は, 計算機プログラムの概要を添付資料「VI-5」シリーズで作成
30	本文 (6-4)			<留意事項> a. 別添の中に, 更に別紙や添付資料を付けるような, 多重階層的な構成は, 極力避ける。	
31	本文 (6-4) (6-5)			※2: 書類全体の構成として, 上記に示す標準的なパターン以外に, 「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや, 分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため, 添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど, 柔軟に対応することとする。	
32	本文 (6-5)			3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については, 以下に別紙として記載する。 (1) 別紙 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領	
33	本文 (6-5)			(2) 別紙 2 工事計画認可申請書のうち発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領	
34	本文 (6-5)			(3) 別紙 3 島根原子力発電所第 2号機 強度に関する説明書の記載上の整理について	
35	本文 (6-5)			(4) 別紙 4 島根原子力発電所第 2号機 耐震評価を行っている各施設の工認添付書類記載の整理について	
36	本文 (6-5)			(5) 別紙 5 火災, 自然現象, 溢水, 可搬評価に係る強度・耐震評価の方針書及び計算書の作成要領	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
37	別紙 1 (6-別1-1)			1. 概要 本資料は、工事計画認可申請書に添付書類として要求される「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以下「設定根拠説明書」という。）の作成に当たっての作成要領を示す。	
38	別紙 1 (6-別 1-1)			2. 設定根拠説明書の位置付け 工事計画認可申請を行うにあたり、 <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u> （以下「 <u>実用炉規則</u> 」という。）別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げられる書類を添付する必要があるが、そのうち発電用原子炉施設に共通の添付書類として「設定根拠説明書」がある。	
39	別紙 1 (6-別 1-1)			この設定根拠説明書の記載内容は、別表第二の中欄に記載される設備別記載事項のうち以下に示す別表第二の下欄の項目について、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して記載し、「 <u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u> 」（以下「 <u>技術基準規則</u> 」という。）への適合性を説明する書類としている。	
40	別紙 1 (6-別 1-1)			容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度	
41	別紙 1 (6-別 1-1)			また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数等）について、「3. 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領(別紙 4)」の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」に従い抽出し、設定根拠説明書の別添 1 で「技術基準要求機器リスト」を作成する。選定された設備について、設定根拠書を作成する設備は、別添 2 に「設定根拠説明書(別添)」として仕様設定根拠を記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
42	別紙 1 (6-別 1-1) (6-別 1-2)			<p>3. 設定根拠説明書の構成 設定根拠説明書は、別表第二で規定される施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。</p> <p>(1) 表 紙 (2) 目 次 (3) 各設定値に対するその根拠についての説明</p>	<p>・記載の相違 【東海第二】 ④の相違</p>
43	別紙 1 (6-別 1-2)			<p>4. 設定根拠説明書の作成方針 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書は要目表の記載に併せて、1設備につき「一つ」とする。 なお、個別設備の作成方針は「7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。</p>	
44	別紙 1 (6-別 1-2)			<p>4.1 記載順序 各設定根拠説明書の記載の順序は、<u>実用炉規則別表第二中欄</u>の記載順序に準拠し、以下の順とする。</p> <p>(1) 装置類 (以下の設備に属さない設備) (2) 熱交換器 (3) ポンプ (4) 容器 (ガスポンベを含む) (5) 貯蔵槽 (6) ろ過装置 (7) 安全弁及び逃がし弁 (8) 主要弁 (9) 主配管 (10) 再結合装置並びに電熱器 (11) 送風機 (12) 排風機 (13) フィルタ</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
45	別紙 1 (6-別 1-2)			4.2 技術基準規則第五条又は第十二条の変更のみで申請対象となる設備 (1) 技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備 既存の設備であり、技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備として、新たな耐震Sクラス設備、共振のおそれのある耐震Bクラス設備の記載の適正化として、要目表を作成する設備については、設定根拠説明書を作成しない。	
46	別紙 1 (6-別 1-2)			(2) 技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備 既設設備であり、技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備として、溢水防護上の配慮が必要な高さの記載の適正化として、要目表を作成する設備については設定根拠説明書を作成しない。	
47	—			—	・記載の相違 【柏崎7】 ②の相違)
48	別紙 1 (6-別 1-3)			4.3 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用する場合 複数の設備(系統)区分の機能を持つ設備で、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の両方の機能を持つものは、要目表の記載に併せて、設計基準対象施設の設備(系統)区分にて設定根拠説明書を作成する。記載に当たっては、設備(系統)区分ごとに内容を記載する。	
49	別紙 1 (6-別 1-3)			4.4 重大事故等対処設備として複数の設備(系統)区分で兼用する場合 重大事故等対処設備の機能のみを持つ設備で、複数の設備(系統)区分の機能を持つものは、要目表の記載に併せて、一つの設備(系統)区分にて設定根拠説明書を作成する。記載に当たっては、設備(系統)区分ごとに内容を記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
50	別紙 1 (6-別 1-3)			<p>4.5 概要説明 各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。</p> <p>(1) 設計基準対象施設 設計基準対象施設として以下の内容を記載する。既工事計画書において、既に設定根拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書と呼込む。</p>	
51	別紙 1 (6-別 1-3)			<p>なお、記載については最新プラントの記載内容を基本とし、<u>島根原子力発電所 2 号機</u>のプラント設計に合わせた設計方針を記載する。</p> <p>a. 設計基準対象施設として、各設備について要求される機能（設備仕様を設定する際の条件等）を記載する。</p>	
52	別紙 1 (6-別 1-3)			<p>(2) 重大事故等対処設備 a. 原則、各設備に要求されている技術基準規則の各条文の要求事項を記載する。</p>	
53	別紙 1 (6-別 1-3)			<p>各設備に要求されている条文は、設置変更許可申請書の「<u>重大事故等対処設備の設備分類等</u>」にて分類している<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（設置許可基準規則）</u>の各条文に対応する技術基準規則の条文とする。</p>	
54	別紙 1 (6-別 1-3) (6-別 1-4)			<p>b. 上記要求事項に対して、要求される機能を満足する上で、必要な系統構成等を記載する。</p>	
55	別紙 1 (6-別 1-4)			<p>系統構成等を記載するに当たっては、原則、基本設計方針に記載する機能喪失を想定する設備、使用する設備、系統構成等を記載する。複数の条文に対して、系統構成等が同じである場合は、まとめて記載するが、記載項目が多岐に亘る場合には、箇条書きで記載する。</p>	
56	別紙 1 (6-別 1-4)			<p>(3) 配管 配管については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。</p>	
57	別紙 1 (6-別 1-4)			<p>(4) 重大事故等時に流路として使用する設備 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
58	別紙 1 (6-別 1-4)			<p>5. 設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義 設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは、各設備の記載内容（容量、圧力、温度等）のうち、設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない場合^(注)に使用する。</p>	
59	別紙 1 (6-別 1-4)			<p>ただし、対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備（冷却器、ポンプ等）がある場合には、その設備の重大事故等時における使用圧力、使用温度を基に配管の重大事故等時の根拠を記載する。</p>	
60	別紙 1 (6-別 1-4)			<p>(注) 重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件（系統構成、流体の種類等）と同じ。</p>	
61	別紙 1 (6-別 1-4)			<p>6. 重大事故等時に使用する場合の圧力及び温度について 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度に関して記載することから、施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力及び最高使用温度の項目にて注記を付記し、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度であることを記載した上で、以降省略する旨を記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
62	別紙 1 (6-別 1-5)			<p>7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針</p> <p>7.1 共通設備の作成方針</p> <p>熱交換器</p> <p>容量</p> <p>kW/個</p> <ul style="list-style-type: none"> 容量(交換熱量)を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備(系統)区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	
63	別紙 1 (6-別 1-5)			<p>伝熱面積</p> <p>m²</p> <ul style="list-style-type: none"> 容量(交換熱量)を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	
64	別紙 1 (6-別 1-5)			<p>最高使用圧力(管側)</p> <p>MPa</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
65	別紙 1 (6-別 1-6)				<p>最高使用圧力 (胴側)</p> <p>MPa</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
66	別紙 1 (6-別 1-6)				<p>最高使用温度 (管側)</p> <p>℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
67	別紙 1 (6-別 1-6) (6-別 1-7)			<p>最高使用温度 (胴側) ℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
68	別紙 1 (6-別 1-7)			<p>個数 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。 	
69	別紙 1 (6-別 1-8)			<p>ポンプ 容量 m³/h/個</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ容量を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 ・複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 ・公称値の設定根拠についても記載する。 ・新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 ・既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 ・重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要なシーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
70	別紙 1 (6-別 1-8)			揚程又は吐出圧力 m, MPa ・新設設備について、揚程の内訳である、水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管圧損（ホース、弁圧損を含む）について記載する。 ・既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している揚程にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した揚程の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 なお、新たに工事計画書対象となる既設設備については、新設設備と同様に揚程の内訳を記載する。 ・公称値の設定根拠についても記載する。	
71	別紙 1 (6-別 1-8)			原動機出力 kW/個 ・原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び、新たに工事計画書対象となる既設設備については、原則、ポンプの最大流量又は定格流量における必要軸動力の計算過程を示す。	
72	別紙 1 (6-別 1-9)			最高使用圧力 MPa ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
73	別紙 1 (6-別 1-9)				<p>最高使用温度 ℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
74	別紙 1 (6-別 1-9)				<p>個数 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。 ・原動機の個数について、ポンプと電動機が一体の場合には、「〇〇ポンプ (電動機含む) は、…」と明記する。なお、ポンプと電動機が一体でない場合は個別に個数を記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
75	別紙 1 (6-別 1-10)				容器 容量 $m^3/個$ $ℓ/個$ $ℓ$ ・容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。 ・複数の設備(系統)区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 ・公称値の設定根拠についても記載する。 ・新設について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 ・既設設備について、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。 ・重大事故シーケンスにおいて、解析条件として使用されている設備については、主要なシーケンスを記載し、有効性評価解析にてその容量の有効性が確認されている旨を記載する。	・記載ルールの相違 【東海第二】 島根は $ℓ/個$ 及び $ℓ$ による記載も使用する
76	別紙 1 (6-別 1-10)				最高使用圧力 MPa ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
77	別紙 1 (6-別 1-11)			<p>最高使用温度 ℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
78	別紙 1 (6-別 1-11)			<p>個数 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。 	
79	別紙 1 (6-別 1-12)			<p>貯蔵槽 容量 m³/個</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。 ・公称値の設定根拠についても記載する。 	
80	別紙 1 (6-別 1-12)			<p>最高使用圧力 MPa</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
81	別紙 1 (6-別 1-12)			<p>最高使用温度 ℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
82	別紙 1 (6-別 1-12)			<p>個数 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。 	
83	別紙 1 (6-別 1-13)			<p>ろ過装置 容量 m³/個</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容量を設定した根拠とその必要容量を記載する。 ・複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 ・公称値の設定根拠についても記載する。 	
84	別紙 1 (6-別 1-13)			<p>最高使用圧力 MPa</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	

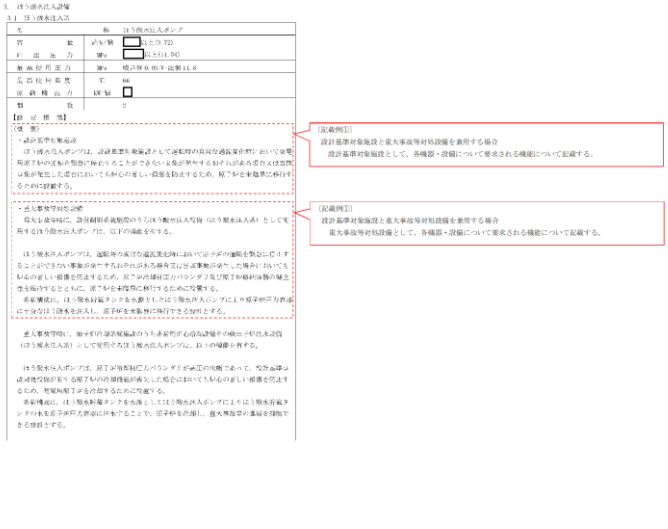
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
85	別紙 1 (6-別 1-13)			<p>最高使用温度 ℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
86	別紙 1 (6-別 1-13)			<p>個数 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。 	
87	別紙 1 (6-別 1-14)			<p>安全弁 逃がし弁 吹出圧力 MPa</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹出圧力の設定根拠について記載する。なお、上・下流設備、配管の最高使用圧力に準じている場合はその旨を記載し、互いに呼込まないよう留意する。 	
88	別紙 1 (6-別 1-14)			<p>個数 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
89	別紙 1 (6-別 1-15)				主要弁 最高使用圧力 MPa ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼び込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準事故対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。	
90	別紙 1 (6-別 1-15)				最高使用温度 ℃ ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼び込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。	
91	別紙 1 (6-別 1-15)				個数 — ・常設設備については設置個数を、可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については、それぞれの個数の根拠を記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
92	別紙 1 (6-別 1-16)			主配管 最高使用圧力 MPa ・最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼び込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 ・複数の最高使用圧力を設定する配管のうち、それぞれの設定根拠に明確な差異がない場合は、前段で複数設定する根拠を記載する。	
93	別紙 1 (6-別 1-16)			最高使用温度 °C ・最高使用温度を設定した条件を示し、そのときの温度を示した上で、最高使用温度の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用温度に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼び込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 ・設計基準事故対象施設の最高使用温度と重大事故等時の使用温度が異なる場合は、それぞれ記載する。 ・複数の最高使用温度を設定する配管のうち、それぞれの設定根拠に明確な差異がない場合は、前段で複数設定する根拠を記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
94	別紙 1 (6-別 1-17)			主配管 外径 mm ・重大事故等対処設備として新たに設置した配管については、当該配管における流量を示し、その流量と配管外径及び標準流速における流量の関係の表から最小配管呼び径が選定され、当該配管の外径が最小配管呼び径以上であることを記載する。 ・設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する配管であって、設計基準対象施設として使用する場合と流量が変わらない又は設計基準対象施設と同様の使用方法である旨を記載する。なお、標準流速を超えて使用する場合については問題ない旨を記載する。 ・ホース類は、重大事故等時の可搬性、接続性等を考慮して選定していることを記載する。 ・差込み継手の内径は、標準流速を基に径を選定しない為、原則とし記載しない。	・記載ルールの相違 【東海第二, 柏崎 7】 島根 2号機は、設計基準対象施設として使用する場合と流量が変わらない場合も標準流速表を記載する。
95	別紙 1 (6-別 1-17)			個数 - ・可搬型設備の保有数を記載する。	
96	別紙 1 (6-別 1-18)			送(排)風機 容量 m ³ /min ・送(排)風機容量を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 ・公称値の設定根拠についても記載する。	
97	別紙 1 (6-別 1-18)			原動機出力 kW/個 ・原動機出力の設定根拠を記載する。なお、新設設備及び新たに工事計画書対象となる既設設備については、原則、送(排)風機の最大風量又は定格風量における必要軸動力の計算過程を示す。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
98	別紙 1 (6-別 1-18)			個数 - ・常設設備については設置個数を，可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については，それぞれの個数の根拠を記載する。 ・原動機の個数について，送（排）風機と電動機が一体の場合には，「〇〇送（排）風機（電動機含む）は，…」と明記する。なお，送（排）風機と電動機が一体でない場合は個別に個数を記載する。	
99	別紙 1 (6-別 1-18)			フィルタ 効率 % ・効率の設定根拠を記載する。	
100	別紙 1 (6-別 1-18)			個数 - ・常設設備については設置個数を，可搬型設備については保有数を記載する。 ・設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用している設備については，それぞれの個数の根拠を記載する。	
101	別紙 1 (6-別 1-18)			<u>7.2</u> 重大事故等時に流路として使用する設備 (1) 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については，重大事故等時の流路として設定根拠説明書を作成する。作成に当たっては，重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を使用せず，流路としてのみ使用することから，設定根拠の説明としては，流路としての機能に係る項目（最高使用圧力，最高使用温度，個数）の設定根拠のみを記載する。なお，その他の項目については「-」とする。	
102	別紙 1 (6-別 1-19)			<u>8.</u> 記載例 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の記載例を以下に示す。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
103	別紙 1 (6-別 1-20)			<p>【設計基準対象施設と重大事故等対応設備を兼用する場合】</p> 	例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する
104	別紙 2 (6-別 2-1)			<p>1. 概要 本説明書は、<u>設計及び工事の計画</u>に添付書類として要求される「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の作成に<u>当たって</u>の作成要領を示す。</p>	・記載の相違 【東海第二】 ①の相違
105	別紙 2 (6-別 2-1)			<p>2. 基本方針 <u>設計及び工事の計画が、設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを</u>、設置変更許可申請書との整合性により説明する。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」(以下「本文(五号)」という。)及び設置変更許可申請書「本文(十一号)」(以下「本文(十一号)」という。)と工事の計画のうち「基本設計方針」、「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。)及び「<u>設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</u>」(以下「<u>設工認品質管理計画</u>」という。)について説明するとともに、設置変更許可申請書「本文(十号)」(以下「本文(十号)」という。)に記載する解析条件についても整合性を説明する。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」(以下「<u>添付書類八</u>」という。)のうち本文(五号)に係る設備設計を記載している箇所については、本文(五号)の関連情報として記載する。</p>	・記載の相違 【東海第二】 ①の相違 ・記載の相違 【東海第二】 ①の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
106	別紙 2 (6-別 2-1)			本資料は、本工事計画の申請範囲に対する許可との整合性を示す説明書であるため、申請範囲外に関する <u>設計及び工事の計画</u> は記載しない。	【東海第二】 ①の相違
107	別紙 2 (6-別 2-1) (6-別 2-2)			3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、下記のとおり。 「 <u>発電用原子炉の設置の許可 (本文 (五号)) との整合性に関する説明書</u> 」 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・ <u>説明書の構成</u> ・ <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性</u> 「 <u>発電用原子炉の設置の許可 (本文 (十一号)) との整合性に関する説明書</u> 」 ・ <u>表紙</u> ・ <u>目次</u> ・ <u>概要</u> ・ <u>基本方針</u> ・ <u>説明書の構成</u> ・ <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性</u>	・記載の相違 【東海第二】 ①の相違
108	別紙 2 (6-別 2-2)			(2) 「 <u>発電用原子炉の設置の許可 (本文 (五号)) との整合性に関する説明書</u> 」内の文章構成は本文 (五号) に記載された順とする。 また、様式は比較表形式とし、左欄から「 <u>設置変更許可申請書 (本文 (五号))</u> 」、「 <u>設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項</u> 」、「 <u>設計及び工事の計画 該当事項</u> 」、「 <u>整合性</u> 」及び「 <u>備考</u> 」を記載する。なお、本文 (十号) については、「 <u>設置変更許可申請書「本文 (五号)」</u> 」内の該当箇所に挿入する。	・記載の相違 【東海第二】 ①の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
109	別紙 2 (6-別 2-2)			<p>「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。</p> <p>さらに、「<u>基本設計方針</u>」が共通項目の場合にはその旨も記載する。</p> <p>また、要目表を記載する場合は、施設区分を記載し、「要目表」であることも記載する。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二】 ①の相違</p>
110	別紙 2 (6-別 2-2)			<p>本文(五号)と<u>設計及び工事の計画</u>との整合性確認については、本文(五号)と同等の「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p> <p>また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」が「<u>設置変更許可申請書</u>(本文(五号))」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・記載の相違 【東海第二】 ①の相違</p>
111	別紙 2 (6-別 2-2) (6-別 2-3)			<p>整合性の結果については、「<u>整合性</u>」欄に本文(五号)の各項目(イ、ロ、ハ、…)の冒頭に整合結果を総括して記載する。</p> <p>本文(十号)との整合性に関する補足説明は、一重枠囲みにより記載する。</p> <p>また、本文(五号)との整合性に関する補足説明は、原則として「<u>整合性</u>」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。</p> <p>なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p>	
112	別紙 2 (6-別 2-3)			<p>設備の兼用について整合性を説明する場合、「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」の欄には兼用している設備の主登録先の要目表等を記載し、本文(五号)の兼用記載との整合性を示す。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二】 ①の相違</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
113	別紙 2 (6-別 2-3)			<p>その他、以下のとおりに記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針又は添付書類八の段落の一部を抜粋する場合、「<u>中略</u>」と記載して抜粋であることを明示する。 説明書中の他の箇所を指す場合は、本文(五号)の項目をアドレスとして表示する。 整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を付記する。 添付書類八については、「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載の相違【東海第二】①の相違
114	別紙 2 (6-別 2-3) (6-別 2-4)			<p>(3) 「<u>発電用原子炉の設置の許可(本文(十一号))との整合性に関する説明書</u>」内の文章構成は本文(十一号)に記載された順とする。</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から「<u>設置変更許可申請書(本文(十一号))</u>」、「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」、「<u>整合性</u>」及び「<u>備考</u>」を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の相違【東海第二】①の相違
115	別紙 2 (6-別 2-4)			<p>「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」に<u>設工認品質管理計画</u>を記載する場合は、章番号及び表題を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の相違【東海第二】①の相違
116	別紙 2 (6-別 2-4)			<p>本文(十一号)と設計及び工事の計画との整合性確認については、「<u>設置変更許可申請書(本文(十一号))</u>」と同等の「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」の記載箇所に<u>実線のアンダーライン</u>で明示する。</p> <p>記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引き、「<u>設計及び工事の計画 該当事項</u>」が「<u>設置変更許可申請書(本文(十一号))</u>」と整合していることを「<u>整合性</u>」欄に記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の相違【東海第二】①の相違
117	別紙 2 (6-別 2-4)			<p>整合性の結果については、「<u>整合性</u>」の欄に冒頭で<u>整合結果を総括して記載</u>する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の相違【東海第二】①の相違
118	別紙 2 (6-別 2-4)			<p>4. 添付 <u>発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書(例)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の相違【東海第二】①の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																							
119	別紙 2 (6-別 2-5)				<p style="text-align: center;">表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">ケース</th> <th style="width: 50%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各項の整合性結果 (記載例9参照)</td> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))○項において、設計及び工事の計画の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td>設計及び工事の計画の記載が設置変更許可申請書(本文(五号))の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例17参照)</td> <td>設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を全て含んでおり、記載しており〕整合している。</td> </tr> <tr> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例18参照)</td> <td>設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>同一機器(○○)で設備(系統)区分が設計及び工事の計画(設備名)と設置変更許可申請書(本文(五号))(設備名)で異なる場合 (記載例19参照)</td> <td>「○○」は、設置変更許可申請書(本文)における「設備名」を設計及び工事の計画の(主たる登録として)「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例20参照)</td> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))「□.□◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td>今回の設計及び工事の計画の対象外の事項 (記載例21参照)</td> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))において許可を受けた「○○」は、本工事計画の対象外である。</td> </tr> <tr> <td>単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合 (記載例22参照)</td> <td>(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○ MPa=△△ kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では含んだ記載としている場合 (記載例23参照)</td> <td>設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を全て含んでおり、整合している。</td> </tr> <tr> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では設計進捗に伴い、記載表現が異なる場合 (記載例24参照)</td> <td>設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を詳細設計した結果であり、整合している。</td> </tr> <tr> <td>運用のため、保安規定で対応する事項 (記載例25参照)</td> <td>設置変更許可申請書(本文(五号))の「○」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例9参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))○項において、設計及び工事の計画の内容は、以下の通り整合している。	設計及び工事の計画の記載が設置変更許可申請書(本文(五号))の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例17参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を全て含んでおり、記載しており〕整合している。	設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例18参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。	同一機器(○○)で設備(系統)区分が設計及び工事の計画(設備名)と設置変更許可申請書(本文(五号))(設備名)で異なる場合 (記載例19参照)	「○○」は、設置変更許可申請書(本文)における「設備名」を設計及び工事の計画の(主たる登録として)「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	設置変更許可申請書(本文(五号))との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例20参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))「□.□◇◇◇」に示す。	今回の設計及び工事の計画の対象外の事項 (記載例21参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))において許可を受けた「○○」は、本工事計画の対象外である。	単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合 (記載例22参照)	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○ MPa=△△ kg/cm ² G	設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では含んだ記載としている場合 (記載例23参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を全て含んでおり、整合している。	設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では設計進捗に伴い、記載表現が異なる場合 (記載例24参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を詳細設計した結果であり、整合している。	運用のため、保安規定で対応する事項 (記載例25参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))の「○」は、保安規定にて対応する。	例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する
ケース	記載例																											
各項の整合性結果 (記載例9参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))○項において、設計及び工事の計画の内容は、以下の通り整合している。																											
設計及び工事の計画の記載が設置変更許可申請書(本文(五号))の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例17参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」〔内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を全て含んでおり、記載しており〕整合している。																											
設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例18参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。																											
同一機器(○○)で設備(系統)区分が設計及び工事の計画(設備名)と設置変更許可申請書(本文(五号))(設備名)で異なる場合 (記載例19参照)	「○○」は、設置変更許可申請書(本文)における「設備名」を設計及び工事の計画の(主たる登録として)「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																											
設置変更許可申請書(本文(五号))との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例20参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))「□.□◇◇◇」に示す。																											
今回の設計及び工事の計画の対象外の事項 (記載例21参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))において許可を受けた「○○」は、本工事計画の対象外である。																											
単位等が異なるため、記載する数値(寸法、圧力等)が異なる場合 (記載例22参照)	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○ MPa=△△ kg/cm ² G																											
設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では含んだ記載としている場合 (記載例23参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を全て含んでおり、整合している。																											
設置変更許可申請書(本文(五号))の記載を設計及び工事の計画では設計進捗に伴い、記載表現が異なる場合 (記載例24参照)	設計及び工事の計画の「○○」は、〔必要に応じ理由を記載〕設置変更許可申請書(本文(五号))の「△△」を詳細設計した結果であり、整合している。																											
運用のため、保安規定で対応する事項 (記載例25参照)	設置変更許可申請書(本文(五号))の「○」は、保安規定にて対応する。																											
120	別紙 3 (6-別 3-1)				<p>1. 基本的考え方</p> <p>今回の工事計画認可申請設備について、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第六号)(以下「技術基準規則」という。)のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度に関する説明書」に記載する。また、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は、施設や機器等の単位で整理する方針とし、それらの資料は「強度に関する説明書」の「別添」として扱う。</p>																							
121	別紙 3 (6-別 3-1)				<p>2. 整理方針</p> <p>(1) 強度評価の対象範囲は、今回申請の工事計画本文に記載の機器等のうち技術基準規則において材料及び構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等とする。</p>																							

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
122	別紙 3 (6-別 3-1)				<p>(2) 「強度に関する説明書」については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイドにおいて、「技術基準規則第17条及び第55条の規定並びに第31条、第48条及び第78条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。」と記載されていることから、添付書類としての記載対象機器は、要目表及び基本設計方針記載のクラス区分に該当する容器、管、ポンプ、弁及びそれら機器を支持する支持構造物とする。また、技術基準規則第17条の解釈により引用されている J S M E 設計・建設規格では、設計上定める条件又は各運転状態における最高使用圧力(内圧含む)及び設計機械的荷重(自重及び配管反力等)に対して許容応力を定めて評価することが定められており、設計機械的荷重には地震荷重は含めず、地震荷重は別途取扱うとされていることから設計条件及び各運転状態に対する評価とする。</p>	
123	別紙 3 (6-別 3-1)				<p>(3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等及び技術基準規則の機器区分に該当しない機器等の強度評価については、「強度に関する説明書」の別添として整理し説明する。具体的な説明書及び対象機器を「表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器」に示す。なお、別添として整理する説明書には、原則、方針、方法及び計算結果を記載することとし、方針については、その他の説明書との関係を確認し整理する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考												
124	別紙 3 (6-別 3-2)			<p style="text-align: center;">表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">説明書</th> <th style="width: 50%;">対象機器</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固縛装置 ・竜巻防護ネット ・竜巻防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・原子炉補機海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ ・海水ストレーナ ・配管及び弁 ・排気筒 ・空調換気設備 ・非常用発電装置 </td> <td style="text-align: center;">別添1</td> </tr> <tr> <td> 【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機吸気口 ・原子炉建物 ・タービン建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・排気筒モニタ室 ・ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽 </td> <td style="text-align: center;">別添2</td> </tr> <tr> <td> 【津波、溢水】 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・防波壁 ・防波壁通路防波扉 ・1号取水槽流路縮小工 ・屋外排水路逆止弁 ・防水壁 ・水密扉 ・床ドレン逆止弁 ・隔離弁, 機器・配管 ・貫通部止水処置 ・取水槽水位計 ・漂流防止装置 ・防水壁 ・水密扉 </td> <td style="text-align: center;">別添3</td> </tr> </tbody> </table>	説明書	対象機器	備考	【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・固縛装置 ・竜巻防護ネット ・竜巻防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・原子炉補機海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ ・海水ストレーナ ・配管及び弁 ・排気筒 ・空調換気設備 ・非常用発電装置 	別添1	【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機吸気口 ・原子炉建物 ・タービン建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・排気筒モニタ室 ・ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽 	別添2	【津波、溢水】 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・防波壁 ・防波壁通路防波扉 ・1号取水槽流路縮小工 ・屋外排水路逆止弁 ・防水壁 ・水密扉 ・床ドレン逆止弁 ・隔離弁, 機器・配管 ・貫通部止水処置 ・取水槽水位計 ・漂流防止装置 ・防水壁 ・水密扉 	別添3	<p>例として代表ページを記載。 (表サンプル) 以降の比較は省略する</p>
説明書	対象機器	備考															
【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・固縛装置 ・竜巻防護ネット ・竜巻防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・原子炉補機海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ ・海水ストレーナ ・配管及び弁 ・排気筒 ・空調換気設備 ・非常用発電装置 	別添1															
【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機吸気口 ・原子炉建物 ・タービン建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・排気筒モニタ室 ・ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽 	別添2															
【津波、溢水】 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・防波壁 ・防波壁通路防波扉 ・1号取水槽流路縮小工 ・屋外排水路逆止弁 ・防水壁 ・水密扉 ・床ドレン逆止弁 ・隔離弁, 機器・配管 ・貫通部止水処置 ・取水槽水位計 ・漂流防止装置 ・防水壁 ・水密扉 	別添3															
125	別紙 4 (6-別 4-1)			<p>1. 基本的な考え方 技術基準規則第11条, 第52条に係る「火災防護設備」, 第12条に係る「溢水防護に係る設備」のうち, 基準地震動 S_s に対して機能を保持するとしている設備については, その耐震計算方法が第5条及び第50条に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから, これらの設備の耐震計算書をVI-2「耐震性に関する説明書」にまとめる。</p>													

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
126	別紙 4 (6-別 4-1)			<p>また、第54条に係る「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に、基準地震動 S s に対して機能を保持していることの評価を実施していることから、その耐震計算書を VI-2 「耐震性に関する説明書」にまとめる。</p> <p>ただし、上記の設備は技術基準規則第 5 条又は第 50 条（地震による損傷の防止）以外への適合性を説明する上で、基準地震動 S s に対する耐震性を確認しているものであることから、VI-2 「耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p>	<p>記載の相違</p> <p>【東海第二】 76 条の可搬型設備に関しては 54 条の要求で包絡されるため記載しない。</p> <p>・記載の相違 【東海第二，柏崎 7】 ④の相違</p>
127	別紙 4 (6-別 4-1)			<p>2. 整理方針</p> <p>(1) VI-2 「耐震性に関する説明書」</p> <p>○ VI-2 「耐震性に関する説明書」は、第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明することを基本とする。</p>	<p>・記載の相違</p> <p>【東海第二，柏崎 7】 ④の相違</p>
128	別紙 4 (6-別 4-1)			<p>○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて、基準地震動 S s に対して機能を保持するとしている以下の設備の耐震計算書については、VI-2 「耐震性に関する説明書」の別添として示す旨を、VI-2-1 「耐震設計の基本方針」に記載する。</p> <p>・火災防護設備</p> <p>・溢水防護に係る設備</p> <p>・可搬型重大事故等対処設備</p> <p>・その他説明が必要と判断された事項</p>	<p>・記載の相違</p> <p>【東海第二，柏崎 7】 ④の相違</p> <p>・記載の相違</p> <p>【東海第二】 その他説明が必要とされる耐震計算書を別添として追加できるようにした</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
129	別紙 4 (6-別 4-1)				<p>○ 機能維持評価における機能確認済加速度について、<u>VI-2-1-9「機能維持の基本方針」</u>に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また、これとは異なる機能確認済加速度として、加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には、各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二，柏崎 7】 ④の相違</p>
130	別紙 4 (6-別 4-2)				<p>(2) <u>VI-1-1-8「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」</u></p> <p>○ 火災防護設備の個別の設計方針については、<u>VI-1-1-8「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」</u>に記載する。</p> <p>○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については<u>VI-2「耐震性に関する説明書」</u>のうち<u>VI-2-別添1「火災防護設備の耐震性に関する計算書」</u>に示す。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二，柏崎 7】 ④の相違</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
131	別紙 4 (6-別 4-2)			<p>(3) <u>VI-1-1-9「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」</u> ○<u>溢水防護に係る設備の個別の設計方針については, VI-1-1-9「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に記載する。</u> ○ <u>地震起因による溢水量の算出に当たって, 耐震B, Cクラス機器のうち基準地震動S_sに対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし, VI-1-1-9「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」のうちVI-1-1-9-3「溢水評価条件の設定」に</u>対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果についてはVI-2「<u>耐震性に関する説明書</u>」のVI-2-別添2「<u>溢水防護に関わる施設の耐震性に関する説明書</u>」のうちVI-2-別添2-2「<u>溢水源としない耐震B, Cクラス機器の耐震計算書</u>」に示す。 なお, スロッシング及び想定破損に関する説明は, VI-1-1-9「<u>発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書</u>」のうちVI-1-1-9-3「<u>溢水評価条件の設定</u>」に記載する。</p> <p>○ <u>地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について, 基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし, その耐震評価方法及び結果についてはVI-2「耐震性に関する説明書」のうち別添4「<u>地下水位低下設備の耐震計算書</u>」に示す。</u></p>	<p>・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ④の相違</p> <p>・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ④の相違</p> <p>・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ④の相違</p>
132	別紙 4 (6-別 4-2)			<p>(4) <u>VI-1-1-7「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</u> ○ <u>可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については, VI-1-1-7「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」のうちVI-1-1-7-別添2「<u>可搬型重大事故等対処設備の設計方針</u>」に記載する。</u> ○ <u>可搬型重大事故等対処設備については, 基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし, その耐震評価方法及び結果についてはVI-2「耐震性に関する説明書」のVI-2-別添3「<u>可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書</u>」に示す。</u></p>	<p>・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ④の相違</p> <p>・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ④の相違</p> <p>・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ④の相違</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
133	別紙 5 (6-別 5-1)			<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添資料とする自然現象等の荷重を考慮した技術基準規則第17条及び第55条対象外の強度評価に係る方針書及び計算書の作成要領、並びに技術基準規則第5条及び第50条対象外の耐震評価に係る方針書及び計算書の作成要領を示す。</p> <p>なお、本要領を適用するものは、火災防護の耐震別添、津波の強度別添、溢水の強度及び耐震別添、可搬の耐震別添、竜巻の強度別添、並びに火山の強度別添とする。</p>	
134	別紙 5 (6-別 5-1)			<p>2. 各評価に係る添付書類及び強度・耐震評価の別添資料の構成</p> <p>火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る評価書並びに別添資料として作成する強度・耐震に係る方針書及び評価書に関する構成は、以下のとおりとする。</p>	
135	別紙 5 (6-別 5-1)			<p>(1) 各評価に係る添付書類は、基本設計方針を受けて各評価に対する防護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は、基本方針、評価対象施設の選定、施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方針 (①) には、強度・耐震評価の方針を記載し、各施設に関する要求機能、性能目標、評価方針、荷重条件等を示す。</p>	
136	別紙 5 (6-別 5-1)			<p>(2) 別添資料とする強度・耐震評価の基本方針 (②) は、施設の設計方針 (①) 又はVI-2「耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針又は方法 (④) を受けて、個別の施設の強度・耐震評価の方針を示すものであり、強度・耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。</p>	
137	別紙 5 (6-別 5-1)			<p>(3) 別添資料とする強度・耐震計算書 (③) は、強度・耐震評価の基本方針 (②) を受けて個別施設の評価結果を示すものであり、施設ごとに実際に用いる評価条件、評価方法、評価結果等を記載する。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
138	別紙 5 (6-別 5-2)				
139	別紙 5 (6-別 5-3)			<p>3. 強度評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する強度評価の基本方針は、自然現象等の各評価書における施設の設計方針 (①) を受けて、個別の強度評価方針を示すものであり、強度評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を含めて、関連付けの内容を記載する。</p>	
140	別紙 5 (6-別 5-3)			<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される強度を有することを説明する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 	
141	別紙 5 (6-別 5-3)			<p>2. 強度評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度計算書の全体の構成を記載する。 	
142	別紙 5 (6-別 5-3)			<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設、構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 	
143	別紙 5 (6-別 5-4)			<p>2.2 評価方針 (竜巻評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目 (計算式等) が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
144	別紙 5 (6-別 5-4)			<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し、想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定する。 ・上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	
145	別紙 5 (6-別 5-4)			<p>4. 強度評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	
146	別紙 5 (6-別 5-4)			<p>5. 適用規格・基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に用いる適用規格・基準等を記載する。 	
147	別紙 5 (6-別 5-5)			<p>4. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又はVI-2「耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p>	<p>・記載の相違 【東海第二、柏崎 7】 ④の相違</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
148	別紙 5 (6-別 5-5)			<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。 ・評価対象施設が、技術基準規則の第5条及び第50条の対象ではないことを記載する。 ・評価対象施設の耐震重要度分類を記載（耐震B又はCクラスの施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載）する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 	
149	別紙 5 (6-別 5-6)			<p>2. 耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震方針書の全体の構成を記載する。 	
150	別紙 5 (6-別 5-6)			<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 	
151	別紙 5 (6-別 5-6)			<p>2.2 評価方針（可搬評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目（計算式、減衰定数等）が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。（可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。） 	
152	別紙 5 (6-別 5-6)			<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。 ・上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
153	別紙 5 (6-別 5-7)			<p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <p>・地震応答解析の基本方針，地震応答解析に用いる入力地震動，解析方法及び解析モデル，設計用減衰定数，実施した試験概要等の順番で，評価内容が具体的に分かるように記載する。</p> <p>・適用寸法の考え方（公称値，下限値等）を記載する。</p>	
154	別紙 5 (6-別 5-7)			<p>4.2 応力評価（又は耐震評価）</p> <p>・応力評価（又は耐震評価）の基本方針，評価方法の考え方等を記載する。</p> <p>・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き，原則，各計算書で用いる応力評価（又は耐震評価）の算定式を記載する。併せて，モデル化の考え方，モデルの諸元，境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は，計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。</p>	
155	別紙 5 (6-別 5-7)			<p>4.3 機能維持評価</p> <p>・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</p>	
156	別紙 5 (6-別 5-7)			<p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮</p> <p>・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。</p> <p>・2方向の評価方法，評価結果については，VI-O-別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</p>	<p>・記載の相違 【柏崎 7】 ④の相違</p>
157	別紙 5 (6-別 5-7)			<p>5. 適用規格・基準等</p> <p>・評価に用いる適用規格・基準等を記載する。</p>	
158	別紙 5 (6-別 5-8)			<p>5. 別添強度計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する強度計算書は，自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施することから，評価方針，評価方法及び評価結果等を記載することとしており，J S M E 規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。したがって，別添資料とする強度計算書は，同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。</p> <p>なお，評価内容に応じ，該当がない項目については記載不要とし，記載項目の順序が前後することは可とする。</p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
159	別紙 5 (6-別 5-8)			1. 概要 ・上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し、強度評価の目的及び範囲を明確にする。	
160	別紙 5 (6-別 5-8)			2. 基本方針 ・上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。	
161	別紙 5 (6-別 5-8)			2.1 位置 (又は配置) ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の位置 (又は配置) を記載する。 ・位置によって評価の条件が変更となるものは、施設の配置図を記載する。	
162	別紙 5 (6-別 5-8)			2.2 構造概要 ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造図、部位、寸法を記載する。 ・評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構造図中で明示する。	
163	別紙 5 (6-別 5-9)			2.3 評価方針 ・上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。	
164	別紙 5 (6-別 5-9)			2.4 適用規格・基準等 ・個別評価に用いる適用規格・基準等を記載する。	
165	別紙 5 (6-別 5-9)			3. 強度評価方法 3.1 記号の定義 ・評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
166	別紙 5 (6-別 5-9)			<p>3.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 	
167	別紙 5 (6-別 5-9)			<p>3.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	
168	別紙 5 (6-別 5-9)			<p>3.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	
169	別紙 5 (6-別 5-10)			<p>3.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	
170	別紙 5 (6-別 5-10)			<p>4. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
171	別紙 5 (6-別 5-10)			5. 強度評価結果 ・評価結果, 許容値等を記載する。	
172	別紙 5 (6-別 5-11)			6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領 別添資料として作成する各耐震計算書は, 基本的に以下の構成とする。ただし, 該当がない項目については, 記載不要とする。地震応答解析と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は, 必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて, 記載項目の順序は前後する。	
173	別紙 5 (6-別 5-11)			1. 概要 ・上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し, 耐震評価の目的及び範囲を明確にする。	
174	別紙 5 (6-別 5-11)			2. 基本方針 ・上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり, 「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。	
175	別紙 5 (6-別 5-11)			2.1 位置 (又は配置) ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し, 評価対象部位の位置 (又は配置) を記載する。 ・位置によって評価条件が変更となるものは, 評価対象の配置図を記載する。	
176	別紙 5 (6-別 5-11)			2.2 構造概要 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し, 構造図, 部位, 寸法を記載する。 ・評価対象部位が複数存在する場合は, 代表の概要図を示す。本文に記載される部位は, 構造図中で明示する。	
177	別紙 5 (6-別 5-12)			2.3 評価方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件, 許容限界等を引用し, 評価の方針として, 「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。	
178	別紙 5 (6-別 5-12)			2.4 適用規格・基準等 ・個別評価に用いる適用規格・基準等を記載する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
179	別紙 5 (6-別 5-12)			3. 地震応答解析 (又は固有値解析) 3.1 基本方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し、解析の流れが分かるように、地震応答解析 (又は固有値解析) の目的、考え方等を記載する。	
180	別紙 5 (6-別 5-12)			3.2 解析方法 (又は固有振動数の計算方法) ・適用する解析方法, 計算機プログラム (解析コード), 適用寸法の考え方 (公称値, 下限値等), 実施した試験の内容等を記載する。	
181	別紙 5 (6-別 5-12)			3.3 設計用地震力 ・地震応答解析に用いる地震力, 減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は, 引用元の資料名を記載する。 ・入力地震力に床応答スペクトルを用いる場合は, 機器の設置位置を記載する。	
182	別紙 5 (6-別 5-12)			3.4 解析モデル及び諸元 ・解析モデル, 解析モデルの考え方, 解析モデルの諸元, 境界条件等を記載する。	
183	別紙 5 (6-別 5-12)			3.5 地震応答解析結果 (又は固有値解析結果) ・地震応答解析 (又は固有値解析) の結果 (固有値, モード図, 応力解析の入力となる荷重, 変位, 加速度等) を記載する。	
184	別紙 5 (6-別 5-13)			4. 応力評価 (又は耐震評価) 4.1 基本方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが分かるように、応力評価 (又は耐震評価) の目的、考え方、耐震クラス等を記載する。	
185	別紙 5 (6-別 5-13)			4.2 評価対象部位 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 ・同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
186	別紙 5 (6-別 5-13)			<p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	
187	別紙 5 (6-別 5-13)			<p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	
188	別紙 5 (6-別 5-13)			<p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならぬ、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。 	
189	別紙 5 (6-別 5-14)			<p>5. 機能維持評価</p> <p>5.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え方等を記載する。 	
190	別紙 5 (6-別 5-14)			<p>5.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
191	別紙 5 (6-別 5-14)			5.3 許容限界 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。	
192	別紙 5 (6-別 5-14)			5.4 評価方法 ・上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。	
193	別紙 5 (6-別 5-14)			6. 評価条件 ・評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても必要により再掲する。	
194	別紙 5 (6-別 5-14)			7. 強度評価結果 ・許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。	

先行審査プラントの記載との比較表（7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領）

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

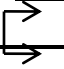
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
1	本文 (7-1)			<p>1. 目的 工事計画認可申請のうち「<u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>」の「<u>別表第二</u>」（以下「<u>別表第二</u>という。」）に添付要求のある添付図面（系統図、配置図、構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p>	
2	本文 (7-1)			<p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1) 別表第二の個別の施設ごとに作成する添付図面（系統図、配置図、構造図）を添付する対象範囲は、次頁の通りとする。 配置図については、機器の配置を明示した図面（以下、機器配置図）及び主配管の配置を明示した図面（以下、配管配置図）は別整理とする。 なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	

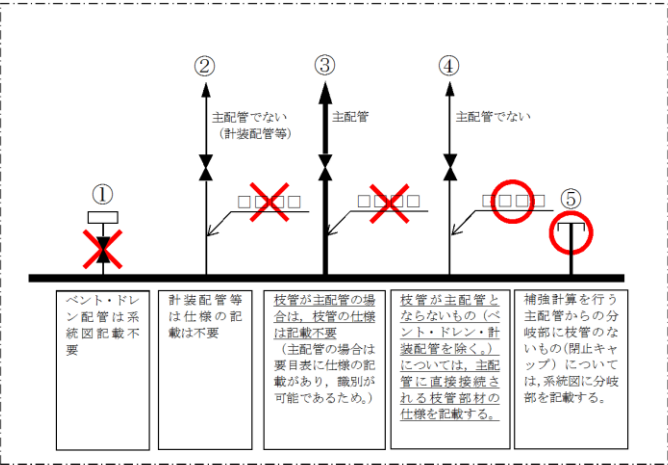
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																																																														
3	本文 (7-2)			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象設備</th> <th rowspan="2">系統図</th> <th colspan="2">配置図</th> <th rowspan="2">構造図</th> </tr> <tr> <th>機器配置図</th> <th>配管配置図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>重大事故等対処設備として要目表に記載するもの(既設含む) (例: 低圧原子炉代替注水ポンプ、大量送水車、第1ベントフィルタスクラバ容器等)</td> <td>○ (注1)</td> <td>○</td> <td>○ (注2)</td> <td>○ (注2, 3)</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので機器クラス区分が変更(クラスアップ)するもの及び使用条件が変更となるもの (例: 原子炉格納容器等)</td> <td>○ (注1)</td> <td>○</td> <td>○ (注2)</td> <td>○ (注2, 3)</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既工事計画書に記載がないもの (例: SA主ラインに設置する安全弁・逃がし弁)</td> <td>○ (注1)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (注3)</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既工事計画書に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの (例: 残留熱除去系熱交換器等)</td> <td>○ (注1)</td> <td>○</td> <td>○ (注2)</td> <td>○ (注2, 3)</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに要目表に記載するもの (例: 火災防護設備、浸水防護施設等)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (注3)</td> </tr> <tr> <td>f</td> <td>耐震基準変更等に伴う評価対象設備を要目表として再掲するもの</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>要目表の記載の適正化のみ行うもの (例: 別表改正にあつて、手続き対象外のもの)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>h</td> <td>設計基準対象施設で改修工事を実施するもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ (注3)</td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>撤去・廃止設備(改修範囲除く)</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		対象設備	系統図	配置図		構造図	機器配置図	配管配置図	a	重大事故等対処設備として要目表に記載するもの(既設含む) (例: 低圧原子炉代替注水ポンプ、大量送水車、第1ベントフィルタスクラバ容器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	b	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので機器クラス区分が変更(クラスアップ)するもの及び使用条件が変更となるもの (例: 原子炉格納容器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	c	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既工事計画書に記載がないもの (例: SA主ラインに設置する安全弁・逃がし弁)	○ (注1)	○	○	○ (注3)	d	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既工事計画書に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの (例: 残留熱除去系熱交換器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	e	設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに要目表に記載するもの (例: 火災防護設備、浸水防護施設等)	○	○	○	○ (注3)	f	耐震基準変更等に伴う評価対象設備を要目表として再掲するもの	×	×	×	×	g	要目表の記載の適正化のみ行うもの (例: 別表改正にあつて、手続き対象外のもの)	×	×	×	×	h	設計基準対象施設で改修工事を実施するもの	○	○	○	○ (注3)	i	撤去・廃止設備(改修範囲除く)	○	×	×	×	<p>・設備の相違 【柏崎7】 撤去・廃止設備の有無による相違</p>
	対象設備	系統図	配置図					構造図																																																											
			機器配置図	配管配置図																																																															
a	重大事故等対処設備として要目表に記載するもの(既設含む) (例: 低圧原子炉代替注水ポンプ、大量送水車、第1ベントフィルタスクラバ容器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)																																																														
b	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので機器クラス区分が変更(クラスアップ)するもの及び使用条件が変更となるもの (例: 原子炉格納容器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)																																																														
c	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既工事計画書に記載がないもの (例: SA主ラインに設置する安全弁・逃がし弁)	○ (注1)	○	○	○ (注3)																																																														
d	既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既工事計画書に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの (例: 残留熱除去系熱交換器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)																																																														
e	設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに要目表に記載するもの (例: 火災防護設備、浸水防護施設等)	○	○	○	○ (注3)																																																														
f	耐震基準変更等に伴う評価対象設備を要目表として再掲するもの	×	×	×	×																																																														
g	要目表の記載の適正化のみ行うもの (例: 別表改正にあつて、手続き対象外のもの)	×	×	×	×																																																														
h	設計基準対象施設で改修工事を実施するもの	○	○	○	○ (注3)																																																														
i	撤去・廃止設備(改修範囲除く)	○	×	×	×																																																														
4	本文 (7-3)			<p>〔注1〕 重大事故等対処設備における主配管系統図を添付する。また、重大事故等対処設備と設計基準対象施設との関係性を示すため、設計基準対象施設における主配管系統図についても添付する。</p>																																																															
5	本文 (7-3)			<p>〔注2〕 既工事計画書に添付図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報(「認可(届出)年月日」, 「認可(届出)番号」及び「添付図面名称」)を記載する。ただし、クラスアップした範囲の配管については図面を添付する。</p>																																																															
6	本文 (7-3)			<p>〔注3〕 構造図には、主要寸法を記載する。なお、別表第二下欄で要求される構造図のうち記載すべき主要寸法がない設備(計測装置等)については、説明書にて示す。</p>																																																															

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考																								
7	本文 (7-3)			(注4) 耐震Sクラス設備及びBクラス共振の系統図については、対象範囲確認のため、別途社内資料として作成する。																									
8	本文 (7-3)			(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については、別表第二上で要求される「添付図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料で必要により図示するものとする。																									
9	本文 (7-3)			(3) 兼用設備の添付図面の添付について a. 兼用設備(基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む)に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。																									
10	本文 (7-3)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統図</th> <th colspan="2">機器配置図</th> <th colspan="2">配管配置図及び構造図</th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備(系統)における申請範囲を赤色で示し、兼用する場合には別の色で着色し、識別する。</td> <td>主登録する施設(設備)に添付する。</td> <td>兼用登録する施設(設備)ごとに添付する。</td> <td>主登録する施設(設備)に添付する。</td> <td>主登録側と配管配置図及び構造図は同様であることから添付しない。</td> </tr> </tbody> </table>	系統図		機器配置図		配管配置図及び構造図		主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用	○	○	○	○	○	×	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備(系統)における申請範囲を赤色で示し、兼用する場合には別の色で着色し、識別する。		主登録する施設(設備)に添付する。	兼用登録する施設(設備)ごとに添付する。	主登録する施設(設備)に添付する。	主登録側と配管配置図及び構造図は同様であることから添付しない。	
系統図				機器配置図		配管配置図及び構造図																							
主登録	兼用			主登録	兼用	主登録	兼用																						
○	○			○	○	○	×																						
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備(系統)における申請範囲を赤色で示し、兼用する場合には別の色で着色し、識別する。				主登録する施設(設備)に添付する。	兼用登録する施設(設備)ごとに添付する。	主登録する施設(設備)に添付する。	主登録側と配管配置図及び構造図は同様であることから添付しない。																						
11	—			—	—	—	・記載の相違 【柏崎7】 ②の相違																						
12	—			—	—	—	・設備の相違 【柏崎7】 ②の相違																						
13	—	—	—	—	・設備の相違 【柏崎7】 ②の相違																								

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
14	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違
15	—			—	・設備の相違 【柏崎 7】 ②の相違
16	本文 (7-4)			(4) 公差表の添付について a. 配置図及び構造図を添付する設備のうち、要目表の変更後に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。	
17	本文 (7-4)			(a) 既工事計画書にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。 (DBクラス3からSAクラス2へクラスアップした配管の継手のうちDBで認可を受けた温度圧力条件から変更のないもの)	・記載の相違 【東海第二】 公差表を添付しないルールの明確化
18	本文 (7-4)			(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。(浸水防護堰等)	
19	本文 (7-4)			(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で、寸法公差を設定しない。 (車両寸法等)	
20	本文 (7-4)			(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。	
21	本文 (7-4)			(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから、要目表の記載値に「〇〇以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。 (例：安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁ふた厚さ等)	

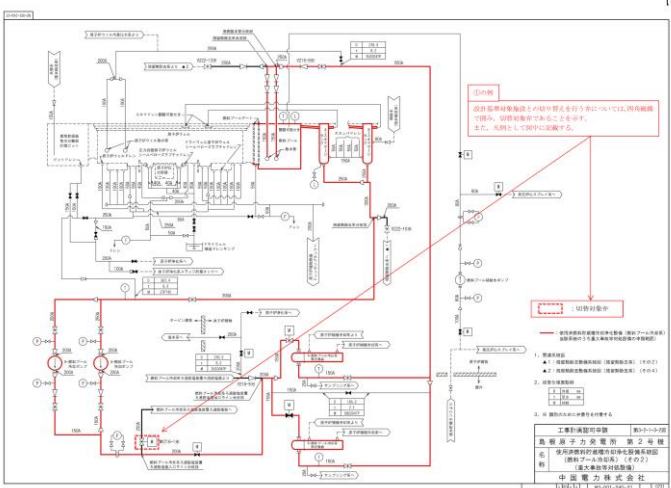
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
22	本文 (7-5)			3. 添付図面の記載方法 (1) 共通事項 a. 別表第二の施設(系統)区分ごとに添付図面を作成する。 (例:核燃料取扱施設及び貯蔵施設,原子炉冷却系統施設,計測制御系統施設…)	
23	本文 (7-5)			b. 資料の構成は,別表第二の記載順に施設(系統)ごとに作成し,添付図面の目次により,添付する図面を明確化する。	
24	本文 (7-5)			(2) 系統図 a. 重大事故等対処設備(SA)の主たる流路を示す系統図を添付する。 また,そのSAの主たる流路と設計基準対象施設(DB)の主たる流路との切り替え性を示すために,DBの主たる流路を示す系統図を添付する。	
25	本文 (7-5)			b. DB系統図,SA系統図とも設備(系統)区分ごとに作成する。 当該設備(系統)区分における申請範囲(主たる設備(系統)区分の主流路の範囲)を「赤太実線」で示し,当該設備(系統)区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。 また,主たる流路を他の設備(系統)で兼用する箇所については,「赤とは別の色」で識別し,兼用する設備(系統)別の色分けを図中に凡例として記載する。	
26	本文 (7-5)			c. SA主要弁,安全弁・逃がし弁については,申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。 <u>また,凡例として図中に記載する。</u>	・記載の相違 【東海第二】 凡例を図中に記載するルールの明確化
27	本文 (7-5)			d. DB,SAの「計測制御系統図」については,申請対象計測器を破線で囲むことで示すものとし, <u>DB兼SA対象は「◇」,SA対象は「△」の注記を設けること</u> で,DB,SA対象を識別する。	・記載の相違 【東海第二】 DB兼SA対象,SA対象を識別するルールの明確化

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
28	本文 (7-5) (7-6)			e. 技術基準規則第 54 条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性, 接続先の規格の統一, 複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については, 以下に示す。 (a) 切り替え性 設計基準対象施設との切り替えを行う弁については, 四角破線で囲み切替対象弁であることを示す。 また, 凡例として図中に記載する。	
29	本文 (7-6)			(b) 接続先の規格の統一 可搬型設備の接続箇所について, 接続先が統一された形状等であることが分かるように, 接続方式, 呼び径及びボルト本数等の仕様について記載する。	
30	本文 (7-6)			(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を 2 箇所に分散配置する場合, 接続先となる場所名を図面上に記載する。 (例: <u>低圧原子炉代替注水系 (可搬型) 接続口 (南)</u> など)	・記載の相違 【東海第二, 柏崎 7】 ③の相違
31	本文 (7-6)			f. 主配管の要目表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は, 系統図の該当箇所に, <u>引き出し線</u> を用いて, 要目表と同一名称を記載する。	
32	本文 (7-6)			g. 申請する主配管の分岐部のうち, 枝管が主配管に該当しない場合は, 枝管の仕様を記載する。(ただし, ベント・ドレン・計装配管を除く)	
33	本文 (7-6)			h. <u>撤去・廃止設備は, 撤去・廃止する範囲を系統図上に</u>  <u>マークで明示する。</u>	・設備の相違 【柏崎 7】 撤去・廃止設備の有無による相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
34	本文 (7-7)			<p>【分岐部枝管の記載パターン】</p>  <p>① ベント・ドレン配管は系統図記載不要 ② 計測配管等は仕様の記載は不要 ③ 枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要(主配管の仕様に仕様の記載があり、識別が可能であるため) ④ 枝管が主配管と異なるものは「ベント・ドレン・計測配管を除く」については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。 ⑤ 補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの(閉止キャップ)については、系統図に分岐部を記載する。</p>	
35	本文 (7-7)			(3) 機器配置図 a. 共通事項 (a) 機器配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は要目表の記載と合わせる。	
36	本文 (7-7)			(b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の要目表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。	
37	本文 (7-7)			(c) 屋外に配置している機器については、要目表に記載する取付箇所の記載内容に EL ○mm を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の相違 【東海第二】津波高さに係る評価に用いている設備も EL ○mm で表記するため記載は不要としている。
38	本文 (7-7)			(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後に EL ○mm を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の相違 【東海第二】津波高さに係る評価に用いている設備も EL ○mm で表記するため記載は不要としている。

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
39	本文 (7-8)			b. 常設設備 (a) 常設設備の取付箇所については、同一の設備(系統)区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。	
40	本文 (7-8)			c. 可搬型設備 (a) 屋外の可搬型設備の保管場所については、図中に全ての保管場所を明示する。	
41	本文 (7-8)			(b) 可搬型設備の取付箇所及び保管場所については、同一の設備(系統)区分の機器をまとめた記載とする。 <u>ただし機器が多数あり、1つの図面で収まらない場合は複数の図面に分けることも可とする。</u>	・記載の相違 【東海第二】 複数の図面に分けることを可能とするルールを明確化
42	本文 (7-8)			d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について (a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、VI-1-1-7「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の資料中に、その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて示すこととする。	・記載の相違 【東海第二、柏崎7】 ④の相違
43	本文 (7-8)			(4) 配管配置図 a. 配管配置図に記載する配管(常設及び可搬型の放水砲等)の仕様は要目表と紐付け可能なように、別紙に配管図に対応した要目表の一覧表を添付する。	・記載の相違 【東海第二】 配管仕様を一覧表(別紙1)で記載し、添付するルールに変更したことによる相違
44	本文 (7-8)			b. <u>兼用設備側の配管配置図については主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。</u>	・記載の相違 【東海第二】 島根2号機では、主登録側の図面に兼用する旨の記載はしない

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
45	本文 (7-8)			c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち、既工事計画書に図面の記載があるものについては、配管配置図自体は添付せず、添付図面目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。ただし、クラスアップの範囲については図面を添付する。	
46	本文 (7-8)			d. 配管図の記載要領については以下の通りとする。 (a) 配管は呼び径に関わらず、単線にて表示する。	
47	本文 (7-8) (7-9)			(b) 接続先表示は、次のものとする。 ① 同一系統において、別図面に記載する場合は、接続先の図面の図面番号を記載する。 ② 接続先が他系統になる場合は、相手側を破線にて記載し、系統名又は機器名称を記載する。 ③ 同一系統において、同図面に記載する場合は、各々の接続先にアルファベット記号（小文字）を付け、記載する。	
48	本文 (7-10) (7-11)			(c) ルート表示は、次によるものとする。 クラス1及び2配管については、継手を表示する。 ① 曲げ部 平面図、立面図でのエルボ・曲げ管の区別は下図による。クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず、下図の曲げ管の場合による。 ② 分岐部 ティー、管台の区別は下図による。クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず、下図の管台の場合による。 ③ レジューサ 下図の表記を行い、同芯、偏芯の区別は行わない。 ④ 配管が重なる箇所の表示 ⑤ キャップ ⑥ 閉止板 ⑦ カップリング	
49	本文 (7-11)			(d) 主流路を構成しない分岐部は次のように記載する。 <u>注1</u> : 工事計画に記載の管継手であり、主流路でない部分は破線（細線）とする。	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
50	本文 (7-12)			(5) 構造図 a. 構造図の図中に主要寸法を記載する。	
51	本文 (7-12)			b. 複数の施設又は設備(系統)区分で兼用する設備の構造図は、兼用先の図面は添付しない。	・記載の相違 【東海第二】 主登録側の図面に兼用する旨の記載はしない
52	—			—	・記載の相違 【柏崎7】 ②の相違
53	本文 (7-12)			c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち、既工事計画書に図面の記載があるものについては、構造図自体は添付せず、添付図面の目次に該当する設備の許認可情報(「認可(届出)年月日」,「認可(届出)番号」及び「添付図面名称」)を記載する。	
54	本文 (7-12)			d. 非常用電源設備の「内燃機関」に関する記載方法について、その設備に附属する要目表記載機器(調速装置、非常調速装置等)の取付け位置がわかるように図中に記載する。	
55	別紙1 (7-別-1-1)				例として代表ページを記載 (表サンプル) 以下の比較は省略する

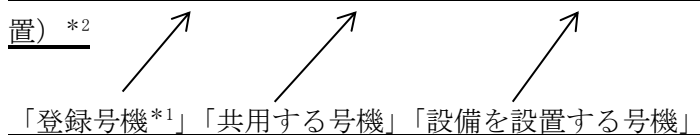
番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018.10.12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020.9.25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考											
56	別紙1 (7-別-1-14)			<tr> <td>1</td> <td>2020.10.12</td> <td>島根原子力発電所 2号機</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2020.09.25</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 7号機</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2018.10.12</td> <td>東海第二原子力発電所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2018.10.12</td> <td>東海第二原子力発電所</td> </tr>	1	2020.10.12	島根原子力発電所 2号機	2	2020.09.25	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	3	2018.10.12	東海第二原子力発電所	4	2018.10.12	東海第二原子力発電所
1	2020.10.12	島根原子力発電所 2号機														
2	2020.09.25	柏崎刈羽原子力発電所 7号機														
3	2018.10.12	東海第二原子力発電所														
4	2018.10.12	東海第二原子力発電所														

 |

先行審査プラントの記載との比較表（8 共用設備の工認書類の扱いについて）

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
1	本文 (8-1)			1. 要旨 共用設備の工認書類への記載方針について以下に纏める。	
2	本文 (8-1)			2. 記載方法 2.1 要目表への記載 「共用設備」の名称、仕様等の表記方法については、「2 工事計画認可申請における要目表の作成要領」に従う。	
3	本文 (8-1)			2.2 基本設計方針への記載 (1) 「要目表対象設備」を「基本設計方針」へ記載する場合の表記方法は「2 工事計画認可申請における要目表の作成要領」に従う。	
4	本文 (8-1)			(2) 「基本設計方針にのみ記載する設備」は、要目表と記載を整合させるため、原則として、要目表の記載ルールに従う。具体的な記載ルールは以下のとおり。	
5	本文 (8-1)			a. 「常設設備」の記載について (a) 申請する号機と設備登録号機が同じ場合は、 <u>「(●, ▲号機共用)」と記載し、申請号機と登録号機が異なる場合は、「(●号機設備, ●, ▲号機共用)」と記載する。</u> さらにこれに加え、設置場所を明確化するために <u>設備を設置する号機を共用の記載のあとに記載する。</u>	・記載の相違 【柏崎 7】 ②の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
6	本文 (8-1)				<p>【基本的な記載パターン】</p> <p>●●ポンプ (●号機設備, ●, ▲号機共用, ●号機に設置) *2</p>  <p>「登録号機*1」「共用する号機」「設備を設置する号機」</p> <p>注記*1: 申請号機と登録号機が同じ場合は、「登録号機」は記載しない。</p> <p>*2: 登録情報を列記することで煩雑な表記となる場合は、「」（かぎ括弧）で区切り、識別するものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>【東海第二】</p> <p>共用設備の記載ルールを明確化</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
7	—			—	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の相違 【柏崎 7】 ②の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考	
8	本文 (8-1)				<p>b. 「可搬型設備」の記載について</p> <p>(a) 申請する号機と登録号機が同じ場合は、「(1, 2号機共用)」と記載し、申請する号機と登録号機が異なる場合は、「(●号機設備, 1, 2号機共用)」と記載する。さらにこれに加えて、保管場所を明確化するために設備を保管する号機を記載する。</p>	
9	本文 (8-2)				<p>【基本的な記載パターン】</p> <p>●●ポンプ (●号機設備, ●, ▲号機共用, ●号機に保管) *2</p> <p>↑ ↑ ↑</p> <p>「登録号機*1」「共用する号機」「設備を保管する号機」</p> <p>注記 *1: 申請号機と登録号機が同じ場合は、「登録号機」は記載しない。</p> <p>*2: 登録情報を列記することで煩雑な表記となる場合は、「」(かぎ括弧)で区切り、識別するものとする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 可搬型設備に関する共用設備の記載ルールを明確化</p> <p>・記載の相違</p> <p>【柏崎 7】 ②の相違</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
10	本文 (8-2)			<p>(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について</p> <p>a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては、「初めて」文章中に登場した箇所のみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を行わない。</p> <p>また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章では「共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しないこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。</p> <p>(例) 原子炉冷却系統施設 <u>△△ポンプ</u> (「1, 2号機共用」(以下同じ。)) は, □□ <u>として使用する。なお, △△ポンプの設置数は……</u></p>	

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
11	本文 (8-2)			<p>(4) 識別のために記載する特殊な例</p> <p>a. 設備仕様を明確にするための情報(個数, 計測範囲等)等を記載する必要があるものは, それらの情報を「共用」の後に記載する。</p> <p>(例) 可搬型計測器 (「1, 2号機共用, 2号機に保管」 (個数△(予備▲), 計測範囲○~○))</p>	<p>・記載の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・記載の相違 【柏崎7】 ②の相違</p> <p>・記載の相違 【柏崎7】 ②の相違</p>

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
12	本文 (8-2)			2.3 適用基準及び適用規格 適用基準及び適用規格については、共用であることを踏まえて、共用設備に適用する基準／規格は、島根原子力発電所で同じ基準及び規格を記載する。	
13	本文 (8-2)			2.4 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する事項 設計及び工事に関する事項であり、他号機と共用する設備は、島根 2 号機の設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する事項を記載する。	・記載の相違 【東海第二，柏崎 7】 ①の相違
14	本文 (8-3)			2.5 添付資料 (1) 添付資料の添付方針について	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
15	本文 (8-3)			添付資料への「共用設備」の表記方法は、原則として、要目表及び基本設計方針と同じ記載方法とする。 ただし、設備が設置される建物（基礎含む）や配置に評価が依存する VI-2「耐震性に関する説明書」及び VI-1-1-7「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されないことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。	
16	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
17	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
18	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
19	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
20	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
21	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違

番号	項目 (頁)	東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 10. 9 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
22	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
23	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
24	—			—	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
25	本文 (8-3)			3. 添付図面の添付方針について <u>添付図面に記載する号機は、本文（要目表、基本設計方針）を参考に記載する。</u>	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違
26	本文 (8-3)			3.1 各施設の個別図面について <u>・要目表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領」に従うものとする。</u>	・記載の適正化 【柏崎 7】 ②の相違